

会報ばっきゃ

第31号

2019.1

# ばっきゃ



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

## 表紙写真 男鹿のナマハゲ

大晦日の晩、それぞれの集落の青年たちがナマハゲに扮して、「泣く子はいねがー、親の言うこと聞がね子はいねがー」「この家の嫁は早起きするがー」などと大声で叫びながら地域の家々を巡ります。

男鹿の人々にとってナマハゲは、怠け心を戒め、無病息災・田畑の実り・山の幸・海の幸をもたらす、年の節目にやってくる来訪神です。ナマハゲを迎える家では、昔から伝わる作法により料理や酒を準備して丁重にもてなします。

男鹿市内の「ナマハゲ行事」は、かつて小正月に行われていましたが、現在は12月31日の大晦日に行われています。後継者不足などで、年々行う地区は減っていましたが、近年、復活の動きもみせています。

昭和53年「男鹿のナマハゲ」として重要無形民俗文化財に指定され、平成30年には「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

写真提供・文：男鹿市

(紹介者 初山一人研修広報委員長)

# 目 次

## 巻頭言

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 山岡 緑三郎	1
---------------------------	---

## お祝いの言葉

秋 田 県 知 事	佐竹 敬久	3
秋 田 市 長	穂積 志	4
公益社団法人全国産業資源循環連合会会長	永井 良一	5

## 謹賀新年

会 員 一 同	6
---------	---

## 行政だより

行政機関等からのお知らせ	9
--------------	---

## 協会だより

### 【全産連等関係】

公益社団法人全国産業資源循環連合会第8回定時総会	13
第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会	14
産業廃棄物処理業許可申請講習会等	15

### 【県協会関係】

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第7回通常総会	17
理事会 委員会	19
秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会	21
会員研修会	22
優良事業所視察研修	23
親睦ゴルフ大会	24
不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）	25
支部長あいさつ 2019年の抱負	30
第18回あきたエコ&リサイクルフェスティバル	33

### 【青年部会関係】

青年部会長あいさつ 2019年の抱負	36
青年部会第7回通常総会	37
運営委員会	38
研修会 交流会	39
環境学習会	42
全国産業資源循環連合会青年部協議会	44
青年部会からのお知らせ	46

## 協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ	47
新規入会会員と会員数について	48
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入について	49
協会ホームページについて	51
環境省パンフレットから	52
編集後記	65



## ごあいさつ

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会  
会長 山岡 緑三郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、平成最後の元旦を迎えられ、30年続いた平成の時代があと4か月で終わり、5月には新元号の時代が始まろうとしている新たな年に向かい、この先の企業経営の目標を定め、さらなる発展を目指しスタートされたことと思います。

平成元年（1989年）の日本は、国別の世界競争ランキングで総合首位に輝き、「メイド・イン・ジャパン」の車や家電が世界を席卷し、年功序列、終身雇用、生産現場のカイゼン運動など日本的経営が称賛された時代でしたが、昨年、平成30年（2018年）には、25位にとどまっています。この30年で日本の存在感は低下し、今でも世界をリードする産業は自動車や一部の電子部品などごくわずかとなったといわれています。平成時代に、バブルの負の資産を処理し、経営改革を進め、最高益を上げるまでに回復した日本企業も多いと聞きます。日本経済は今月で戦後最長の74か月拡大を記録し、企業は好成績を謳歌し、停滞していた雇用所得も増え始めているといわれていますが、少子・高齢化・人口減少が急激に進む我が秋田県においては、景気の実感がほとんど感じられません。2025年には、団塊の世代すべてが後期高齢者年齢を超え、生産労働者年齢65歳以上から75歳までの70馬力労働者中心の時代になるかと思えます。深刻な人手不足は、生産性向上のチャンスともいわれますが、今、秋田県が解決・解消しなければならない問題点を提起し、秋田県も企業も改革に全力を尽くす年にしなければならないと考えます。

さて、昨年（2018年）の協会事業は、これまでの事業に加え、「災害廃棄物処理能力実態調査」と「電子マニフェスト操作体験セミナー」の2つの事業を組み込んで運営を行いました。

「災害廃棄物処理能力実態調査」は、県との災害廃棄物処理協定に基づき、協会会員が災害廃棄物の処理等に協力する際の協力可能な運搬車両や重機などの数量等を把握し、県からの協力要請に備えるものです。この事業は秋田県の委託事業として実施するものですが、東日本大震災や一昨年の大仙市豪雨災害での、当協会会員の災害廃棄物処理対応を高く評価していただいたものと考えております。

「電子マニフェスト操作体験セミナー」は、電子マニフェストの普及促進を図るため、

全国産業資源循環連合会の委託事業として、協会職員がインストラクターの資格を取得し講師を務め、電子マニフェストのパソコン操作セミナーを行いました。秋田県は電子マニフェストの導入が遅れているとのことであり、本事業を活用して協会会員が率先して導入を図っていきたいと考えております。

1月の新年研修会では、航空自衛隊秋田救難隊隊長の景浦浩様から救難隊の活動内容等について御講演をいただきました。普段拝見できない迫力ある映像を用いでの講演をお聞きし、改めて救難活動の大切さを感じ取りました。

6月の通常総会研修会では、秋田県生活環境部環境整備課班長田村高志様から、廃棄物処理法の改正内容等について御講演をいただき、改正内容の留意点について研修を行いました。今回の法改正は、愛知県で起きた食品廃棄物の不適正処理事件を受けての規制強化が含まれておりますが、秋田県協会としても、なお一層、適正処理に努めなければならないと考えております。

不法投棄未然防止啓発活動（クリーンアップ活動）には、多くの会員の方々が参加いたしました。全县各地（2018年は24地点）で行われ、住民ボランティア、国、県、市町村の職員、警察署員など多くの方々が参加しての恒例事業となっておりますが、その中心となるのが秋田県産業廃棄物協会の会員であり、今後とも、協会の社会貢献活動として継続していかねばならないと感じております。

11月の優良施設視察研修は、東京都スーパーエコタウンのS.P.E.C(株)エコレ城南島と高俊興業(株)東京臨海エコ・プラントを研修し、併せて、新国立競技場建設現場と豊洲新市場を視察いたしました。2施設の最先端技術や大型施設による廃棄物処理、そして資源化が進んでいる状況など、大変参考になることが多く有意義な研修となりました。

青年部会の活動による「エコ&リサイクルフェスティバル」は、昨年もたくさんの方が協会ブースを訪れ、印象に残ったブースNo.1と評価され、ブラウブリッツ秋田と協賛の「環境学習会×ecoサッカー教室」には多くの子供さんの参加があり、協会のイメージアップに大きく貢献できたものと考えております。

これら事業を始めとする協会事業に会員企業から多くの方々のご参加とご協力をいただきましたことを心より感謝申し上げますとともに、今後とも、秋田県の産業廃棄物処理を担う団体として、いろいろな事業を通じて、県民からの信頼を図っていきたいと考えておりますので、ご協力とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

この一年が、会員の皆様にとって素晴らしい年になりますことをお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ

秋田県知事 佐竹 敬久

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、金足農業高等学校が第100回全国高等学校野球選手権大会で準優勝し、日本中に「金農旋風」を巻き起こすなど、「スポーツ立県あきた」を掲げる本県にとっては、長く記憶に残る熱い年になりました。

政治・経済に目を向けますと、昨年の通常国会において、関税はもとより、サービス、投資の自由化を進めるTPP11協定の締結が承認され、年末に発効したほか、日・EU経済連携協定についても先の臨時国会で承認され、その発効が目前に迫っております。また、人手不足が深刻化する中、外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理及び難民認定法が成立するなど、我が国においてもグローバル化の流れが加速してきております。

こうした中、本県においては、成長分野である航空機・自動車産業の集積やICT関連企業の進出、園芸メガ団地等の整備による複合型生産構造への転換など、幅広い分野において、秋田の持続的な発展につながる新たな芽が育ってきております。

一方、本県の人口は、全国のすう勢を上回るペースで減少していることから、今後予想される労働力不足や産業構造の変革に柔軟に対応し、人口減少下においても地域の経済力を維持することができるよう、第4次産業革命のイノベーション等の活用による生産性の向上や省力化に向けた取組を進めているところであり、引き続き、未来に向かって積極果敢に挑戦を続ける「ふるさと秋田」を創り上げてまいります。

環境分野につきましても、平成30年度からの4年間の県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」では、循環型社会の形成について、県民の安全で安心な生活を支えるための基本的な政策と位置づけ、推進することにしておりますが、その取組の1つとして、現在、秋田県環境保全センターにおいて実施している新たな最終処分場の整備工事は順調に進捗しており、予定どおり平成32年度には供用開始できるものと考えております。

結びに、新しい年が皆様にとって希望に満ちた飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



## 新年のご挨拶

秋田市長 穂積 志

あけましておめでとうございます。

秋田県産業廃棄物協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃より市政の推進に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、北都銀行バドミントン部の永原和可那選手・松本麻佑選手（ナガマツペア）が、第24回世界バドミントン選手権大会の女子ダブルスで、日本勢としては41年ぶりとなる初出場・初優勝を果たしたほか、第100回全国高等学校野球選手権記念大会では、金足農業高等学校野球部が秋田県勢103年ぶりの準優勝を成し遂げるなど、本市に関連するスポーツ選手たちが大いに活躍した1年でした。

また、10月には、本市で9年ぶりとなる第141回秋田県種苗交換会が開催され、中心市街地で秋田の食や芸能を堪能できる様々なイベントなども行った結果、参観者数は過去最高の延べ125万人を記録し、農業関係者のみならず、幅広い世代や分野の皆様が秋田の魅力を広くアピールすることができました。

このほか、6月にオープンした「秋田犬ふれあい処 in 千秋公園」には、国内外合わせて3万人以上の方々が、秋田犬とのふれあいを求めて訪れており、大型クルーズ船の寄港数の増加傾向などともあいまって、昨年は、本市の情報の発信やインバウンド誘客に大きな展開が見られた年であったと感じております。

一方、近年の産業廃棄物行政に目を転じますと、優良認定制度の利用促進やICT化の進行に伴う電子 manifests の一部義務化など、適正処理の推進はもとより、効率的な業務に資する施策が求められております。

また、多発傾向にある自然災害に伴う廃棄物の発生に備え、本市でも、大規模災害に対する事前準備と円滑な処理の推進を図るため、「秋田市災害廃棄物処理計画」を昨年10月に策定いたしました。この計画が実施される際には、廃棄物処理を専門とする貴協会会員の皆様のご協力が不可欠でありますので、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

この2月には、中小企業振興の基本理念や施策の基本的項目を定めた「秋田市中小企業振興基本条例」も施行予定となっております。有効求人倍率は依然として高水準を維持しておりますが、企業の皆様からは、人材を確保することがなかなか難しいといった声も聞いておりますが、条例施行後は、市内中小企業に寄り添いながら、官民一体となって、中小企業振興に関する様々な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様からのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のさらなるご活躍を祈念し、新年の挨拶といたします。



## 年頭所感

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、2月4日に石井邦夫前会長が急逝されるという、当連合会にとって大変な痛手となる残念な出来事がありました。石井前会長のあとを受け、この約1年間、会長の職務に全力で専念することができましたのは、各都道府県協会をはじめ、多くの関係者の皆様のご支援のお蔭と心より感謝しております。

さて、当連合会は昨年4月に「全国産業廃棄物連合会」から「全国産業資源循環連合会」に名称を変更し、初めての新年を迎えました。この名称変更は、一昨年11月の「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案大綱」の公表とともに、産業廃棄物の適正な資源循環を担い、循環型社会の形成に取り組む本業界の決意の表明であります。

本業界を取り巻くここ数年の動きを振り返りますと、まず平成28年3月に廃棄物処理法改正に関する業界要望の連合会意見書を環境省へ提出しました。この意見書の基本的な視点は、「産業廃棄物処理業の振興を図るために業界が必要と考える規制の合理化」であり、現在もこの業界要望の実現に向け継続して取り組んでいます。

この廃棄物処理法の改正と並行する形で、本業界の振興策を検討するためのタスクフォースを設置し、平成26年8月から約3年にわたり振興法等の立法化を目指して議論を進めてきました。この成果が、前述の振興に関する法律案大綱でございます。

一方、環境省は、慶応大学の細田教授を座長とする「産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会」を平成28年11月に設置され、翌29年3月に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」を取りまとめられました。

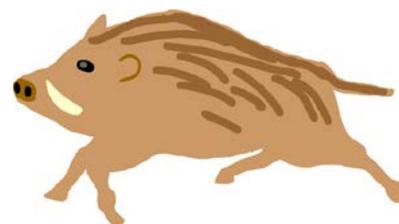
さらに政界におかれましては、平成25年10月に産業・資源循環議員連盟が設立されました。同議員連盟の活動方針には、「資源循環の促進のため産業廃棄物処理業の振興に関する調査研究」を進めることが掲げられております。その後、議員連盟では、昨年7月に資源循環促進プロジェクトチームを設置され、当面の重要な課題である「人材育成」、「労働安全衛生」、「再生品の利用拡大」についての検討が進められています。

新年早々に来年のことを申し上げると、鬼に大笑いされるかもしれませんが、来年2020年は廃棄物処理法が制定されて50年、すなわち産業廃棄物処理業が誕生して半世紀を迎えます。

この大きな節目を前に、本年は「産業廃棄物処理業の振興」のさらなる具体化に取り組むなど、2020年以降の次の半世紀に向けた礎の年にしたいと考えております。皆様のご指導ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

結びに、この一年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますようお祈り致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 謹賀新年



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会  
会 員 一 同  
(190社 平成30年12月現在)

## ○ 鹿角市

(株)コステー鹿角

(株)米村組

(株)田口産業

(株)柳沢建設

(有)セイキ

(有)かづのクリーンサービス

(有)ホクセイ

八重樫建設(株)

鹿角衛生協業組合

(有)ツヅキ商会

北上石灰(株)

丸佐運送(資)

鹿角アスコン協同組合

(有)ランドハウス日総

## ○ 小坂町

小坂通運(株)

グリーンフィル小坂(株)

小坂製錬(株)

エコシステム小坂(株)

(株)現代

## ○ 大館市

(株)タイセイ

(株)大森土木

茨城クリーン(有)大館支店

東北ビル管財(株)

(有)ササキ商店

(資)近江商店

(株)エコリサイクル

エコシステム秋田(株)

DOWA 通運(株)秋田支社大館営業所

大館広域清掃(株)

エコシステムジャパン(株)秋田営業所

松橋商店

(有)タキグチ

北秋容器(株)

エコシステム花岡(株)

佐藤建設(株)

花岡土建(株)

(有)山田工業

(有)吉田興業

(株)エコリサイクル KATAOKA

## ○ 北秋田市

(有)丸栄建設

朝日建設(株)

(株)芳賀工務店

(株)合川環境

(有)ビルド・ミヤノ

(株)佐藤庫組

(株)タクト

## ○ 能代市

(株)能代清掃センター

能代運輸(株)

中田建設(株)

(株)今野興業

(株)ダイニチ

(株)能代資源

畑クリーンサービス(株)

(有)宮腰商事

米代トラック(株)

秋田エコラッシュ(株)

## ○ 三種町

三種開発(有)

成田建設(株)

田中建設(株)

○ 秋田市

(企)秋田北部清掃興業	秋田協同清掃(株)	(株)東産商
(株)田村建設	(有)エム・アール・エス・コーポレーション	(有)高島興業
(株)山二	山岡工業(株)	豊興産(株)
(株)北日本ウェスターン商事	(有)秋田環境保全	(有)太平
(有)池孝建設	(株)阪東商店	(有)奥野商店
(株)秋田鉄機	(株)東総	大洋ビル管理(株)
(株)協和商事	(有)加藤四郎商店	山元建設(株)
エス・ユー開発(株)	(株)加賀屋組	(株)浜田建設
中央商建(有)	(株)英明工務店	オークス(株)
(株)三勇建設	(株)河辺清掃社	嶋田建材
メタル化工センター	カイテン(株)	(株)青南商事秋田支店
(株)鈴兼工務店	(株)東北ビルリ・システムズ	東北興産(株)秋田営業所
(株)東環	(株)東北エコシステムズ	日本通運(株)秋田支店
(株)伊太土木	(株)アーバック	(株)ストーン
(有)清水産業	(株)セイフコ秋田支店	(株)工藤興業
工藤建設(株)	(株)ハンエイ	(株)石黒建設工業
(株)秋田エスエス商運	(株)ミライト	(株)リーテックス
(株)ナチュラルエナジージャパン		

【賛助会員】

東日本コンクリート建機(株)秋田営業所	(株)秋田県分析化学センター	(株)ブラウブリッツ秋田
一般財団法人秋田県総合公社	秋田製錬(株)	

○ 男鹿市

男鹿清掃興業(株)	(株)清水組	(株)男鹿テクノ
(有)原田興業	高橋産業(有)	(有)小野建材

○ 潟上市

ユナイテッド計画(株)	秋田瀝青建設(株)	(有)日製産業
(有)コレクト	藤原工業(株)	(有)佐藤産業

○ 井川町

門間工業(有)

○ 大潟村

鹿島道路(株)大潟合材製造所

○ 由利本荘市

(株)昭和興業

(有)鈴木土建

(有)本荘クリーンセンター

(株)さいせい

(有)大沢建設本荘由利産廃処理センター

(株)サトウ重機

(有)ダスト・クリーン

(株)大滝

(有)本荘浜砂利店

○ にかほ市

佐藤化学工業(株)

(株)三共サービス

三衛クリーンサービス(株)

○ 大仙市

(株)サイテクト

(株)小笠原組

高吉建設(株)

(有)丸橋産業

加藤産業(株)

(株)秋田県南重機

T a k a m i t u (株)

(有)太陽環境保全

(資)大成

(有)仙北建設

(有)大清重機

(有)久栄社

武藤清掃

(株)木村土木

(有)広大産業

○ 美郷町

(株)マルコ産業

(有)齊景産業

はりま建設(株)

(株)企業さきがけ

○ 仙北市

(有)千秋恒産

(有)鈴建興業

万六建設(株)

(株)畠山建設工業

○ 横手市

(株)羽後環境

(株)ミタケ

(株)大屋産業

(有)西部環境保全

(株)山本産業

(有)川津商事

(有)横手清掃興業

(株)吉田建設

(有)横手クリーンセンター

ヨコウン(株)

(有)横手環境管理サービス

(株)アドバンス環境

(株)宮川工業

五十嵐建設(株)

(株)高善

(有)平鹿清掃興業

渡部工業(有)

(資)大森産業

○ 湯沢市

(株)松田

(有)フジヤマクリーン

(株)ささき

京葉アドバンス物流(株)

(株)湯沢クリーンセンター

(株)出羽運輸

○ 羽後町

(有)クリーンカンパニー

## 行政機関等からのお知らせ

平成 30 年に行政機関から周知依頼等があった主な文書の標題及び、会報誌「ぼっきゃ」31 号の発行にあたっての県からのお知らせを掲載します。

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について】

(秋田県生活環境部長通知 平成 30 年 3 月 22 日 環備-655)

(秋田県生活環境部長通知 平成 30 年 5 月 1 日 環備-82)

- 第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（法第 12 条の 5 第 1 項等）
- 第二 二つ以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例の創設（法第 12 条の 7 等）
- 第三 事業廃止等に伴う通知等の義務付け（法第 14 条の 2 第 4 項等）
- 第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第 15 条の 2 の 7）
- 第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第 17 条の 2 等）
- 第六 事業の廃止等に伴う措置（法第 19 条の 10）
- 第七 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ（法 27 条の 2）
- 第八 施行期日
- 第九 その他

### 【廃棄物処理法施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設（感染性廃棄物関係）の追加について】

(秋田県生活環境部長通知 平成 30 年 4 月 5 日 環備-31)

法施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加されました。

### 【建築物の解体時等における残地物の取扱いについて】

(秋田県生活環境部長通知 平成 30 年 7 月 3 日 環備-185)

<環境省から都道府県等への通知内容>

「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる」ことから、建築物の解体時等における残置物については、廃棄物処理法に従った適正な処理がされるよう周知徹底及び適切な指導を行うこと。

### 【秋田県環境保全センターに搬入できない廃棄物について】

(秋田県生活環境部長通知 平成 30 年 10 月 12 日 環備-333)

秋田県環境保全センターでは、OA機器を搬入できない廃棄物としていますが、洗浄便座などで電気回路基板がついたままの機器もOA機器として扱い、搬入をお断りしています。

**【災害廃棄物処理への協力について】**

災害廃棄物の処理にあたっては、一度にさまざまな種類の廃棄物が大量に発生することから、自治体のみで対応することが困難であり、平成30年3月に策定した秋田県災害廃棄物処理計画においても民間事業者との協定を活用して処理を推進することとしております。

今後とも、災害の発生時は、協定に基づき協会員の皆様の力を活用した廃棄物処理の推進を図ってまいりますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

(別記 秋田県災害廃棄物処理計画の概要)

**【循環分野における基盤整備について】**

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、柱となる7つの施策の一つとして「循環分野における基盤整備」が掲げられ、廃棄物に関する情報の電子化、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見をもった人材の育成等に取り組むとされました。

産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるほか、災害発生時には自治体と連携して早急な復興・復旧に向けた早期処理に取り組むことが期待されており、県でも、循環分野における事業者の育成等を進めてまいります。

**【電子マニフェストの普及促進について】**

電子マニフェストの導入は、排出事業者や処理業者が処理責任を果たすうえで必要とされる法令の遵守や廃棄物処理の透明性の向上に加え、事務の効率化や情報管理の合理化につながることから、全国で普及促進に取り組まれています。

利用に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の全てが電子マニフェストに切り替える必要があることから、県では、電子マニフェストの普及を促進するための取り組みを今後も実施してまいりますので、協会員の皆様におかれましても、積極的な導入をお願いいたします。

**【PCB 廃棄物等の処理の推進について】**

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、期限内の処理完了に向け全国で処理が加速しています。

秋田県では、PCB 廃棄物及び使用製品の保有状況等について、掘り起こし調査を実施するなど、計画的な処理の実施に向けた取り組みを推進していますので、協会員の皆様の御支援・御協力をお願いします。

**【秋田県環境保全センターの造成工事等について】**

現在供用中であるD区処分場I期区画については、平成31年度末で埋立を終了する見込みであり、現在、平成32年度の供用開始を目指した次期区画の造成工事を実施しています。

工事の実施に当たっては、周辺環境及び安全面に十分配慮しておりますが、利用者には御不便をおかけする場面もあろうかと思っております。協会員の皆様には、御理解と御協力を頂けますようお願いするとともに、引き続き、環境保全センターの適正な利用をお願いいたします。

## 秋田県災害廃棄物処理計画の概要について

環境整備課

### 基本的事項

#### 1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨

- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5による県廃棄物処理計画、災害対策基本法第40条による県地域防災計画及び国災害廃棄物対策指針等に基づき策定
- ◆ 災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づき県域を越えた連携体制を整理
- ◆ 災害廃棄物処理における県の基本方針及び県、市町村等の役割を整理

#### 2 対象とする災害と災害廃棄物

- ◆ 県地域防災計画に定める地震、津波、豪雨等の自然災害において発生する災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生するごみ

#### 3 災害廃棄物処理の基本方針

- ◆ 市町村や民間団体との**協定を活用し、県内処理を優先**  
市町村や民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握し、県内での処理を目指す。
- ◆ 最終処分量を減量化するため、**循環資源を再資源化**  
搬入時から処理方法を考慮して分別し保管する。
- ◆ 災害廃棄物の適切な管理と**生活環境の保全**  
保管に伴う発火やごみの散乱、悪臭の発生がないよう必要な措置を講ずる。

#### 4 各主体の役割

- ◆ 県：市町村間の調整及び技術的支援、国・都道府県・民間団体への協力要請
- ◆ 市町村：災害廃棄物の処理、災害廃棄物処理計画の策定
- ◆ 民間団体：県の要請に対する協力

### 災害廃棄物処理における留意事項

秋田県の気象や  
行政課題を反映

① **降雪・低温対策**

除雪スペース + 配管凍結対策等

② **高齢者世帯への配慮**

災害ボランティア + 戸別回収

過去の水害事例や  
防災の被害想定を  
踏まえた対策

③ **水害対策**

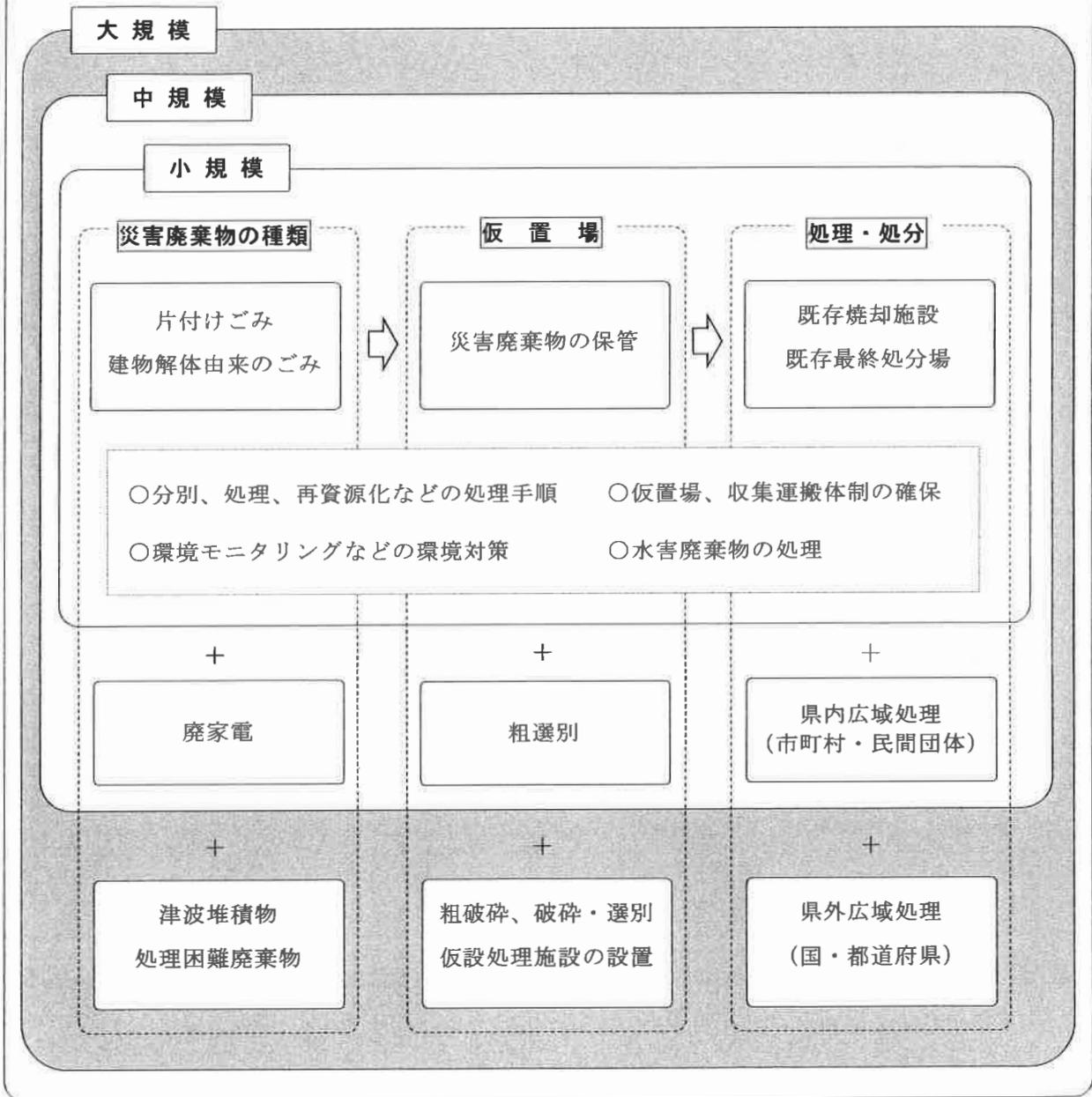
豊数全国1位 → 処理体制の構築

④ **火災廃棄物対策**

火災廃棄物の推計 → 処理体制の構築

災害廃棄物処理対策

◆災害の規模別に必要となる対策等



計画の見直し

国の災害廃棄物対策の見直しや県及び市町村の現状及び災害廃棄物処理に関する知見に基づき見直し

## 公益社団法人全国産業資源循環連合会第8回定時総会

公益社団法人全国産業資源循環連合会第8回定時総会が下記の通り開催され、当協会から山岡会長をはじめ5名が出席いたしました。

表彰式において、当協会から優良従事者表彰を4名の方が受賞いたしました。

- 1 開催日時 平成30年6月15日（金）
- 2 場 所 明治記念館（東京都港区元赤坂）

### 【議事】

第1号議案 平成29年度事業報告並びに  
平成29年度決算案承認の件  
平成29年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件  
（議案は、原案通り承認）

#### 報告事項

- 1 平成30年度事業計画に関する件
- 2 平成30年度収支予算に関する件

### 【表彰式】

秋田県産業廃棄物協会受賞者  
優良従事者表彰

花岡土建田株式会社

佐藤 敏則 様

ユナイテッド計画株式会社

高橋 敏彦 様

山岡工業株式会社

加藤 次夫 様

エコシステム秋田株式会社

武田 正人 様

※表彰式には佐藤様、高橋様、武田様が出席しました。



佐藤様 武田様 山岡会長 高橋様



明治記念館庭園にて

交流会場にて

### 【記念講演】

「これからの健康管理」 ～運動と脳トレで活性させよう～

フリーアナウンサー 健康・防災・安全アドバイザー 小久保 晴代 氏

## 第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会 後藤副会長 環境大臣表彰受賞

廃棄物関連3団体（全国産業資源循環連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団）の主催による「第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が金沢市で開催され、3名が出席いたしました。

環境大臣表彰式において、当協会の後藤副会長が「平成30年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」を受賞いたしました。

- 1 開催日時 平成30年11月16日
- 2 場 所 ホテル日航金沢(石川県金沢市)
- 3 出席者 670名
- 4 大会プログラム

- (1) 開会
- (2) 環境大臣表彰式典

秋田県から当協会副会長の後藤薫氏が受賞

- (3) 基調講演

「AI・IoTの活用と資源循環」

講師：小野田弘士 氏（早稲田大学大学院教授）

- (4) パネル討論会

「資源循環の促進と排出事業者責任」

コーディネーター

長岡 文明 氏

（BUN環境課題研修事務所主宰）

パネリスト

成田 浩司 氏

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）

藤本 和夫 氏

（石川県生活環境部次長）

森 幸治 氏

（小松マテール株式会社課長）

毎田 正男 氏

（グリーンライフ株式会社代表取締役）



北海道東北の会長さんから祝福を受ける後藤副会長

## 産業廃棄物処理業許可申請講習会等

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物処理許可申請等に関する講習会として、「収集運搬課程（新規）」、「収集運搬課程（更新）」、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」をそれぞれ1回開催いたしました。

また、公益社団法人全国産業資源循環連合会の委託による電子マニフェスト運用支援業務として「電子マニフェスト操作体験セミナー」を2回開催いたしました。

### 【 収集運搬課程（新規） 】

- 1 開催日時 平成30年10月11日・12日  
9:30～17:00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町）
- 3 受講者数 68名
- 4 講習内容
  - (1)概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 山本洋治
  - (2)行政概論 秋田市環境部廃棄物対策課  
主任 畠山由侑
  - (3)環境概論 東京農業大学大学院環境共生学専攻  
客員教授 熊江 隆
  - (4)安全衛生 中央労働災害防止協会  
技術専門役 小島将則
  - (5)業務管理 (一社)秋田県産業廃棄物協会  
事務局長 石郷岡晋
  - (6)収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
講師 山田正二
  - (7)修了試験



### 【 収集運搬課程（更新） 】

- 1 開催日時 平成30年9月21日（金）  
9:30～17:00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町）
- 3 受講者数 150名
- 4 講習内容
  - (1)概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 大塚幹雄
  - (2)行政概論 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 宇賀神卓
  - (3)収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
講師 鎌田啓一
  - (4)修了試験



## 【 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 】

- 1 日 時 平成30年9月20日（木）  
9：30～17：00
- 2 会 場 秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町）
- 3 受講者数 122名
- 4 講習内容
  - (1)概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 参与 大塚幹雄
  - (2)行政概論 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 鈴木大志
  - (3)処理と管理 秋田県生活環境部環境整備課  
技師 鈴木大志
  - (4)修了試験

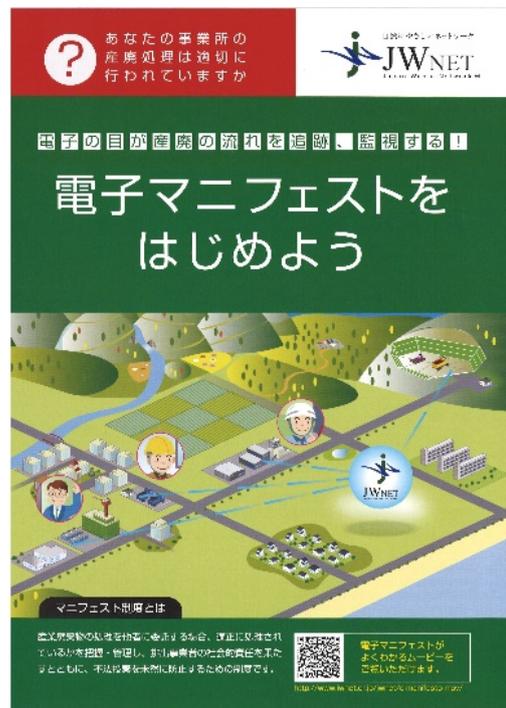


## 【 電子マニフェスト操作体験セミナー 】

- 1 日 時 平成30年7月30日（月）  
平成30年9月26日（水）  
14：00～16：00
- 2 会 場 秋田テルサ（秋田市御所野）
- 3 受講者数 7月：6名 9月：10名
- 4 講習内容
 

電子マニフェストシステムの実際の画面を使用しての電子マニフェストのパソコンでの操作方法等を学ぶセミナー。

  - ・排出事業者の操作（新規登録）
  - ・収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
  - ・処分業者の操作（処分終了報告）
  - ・共通の操作  
（マニフェスト情報照会など）
- 5 講 師  
電子マニフェストインストラクタ  
（一社）秋田県産業廃棄物協会  
主査 加藤郁子



## 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第7回通常総会

平成30年6月1日（金）、ホテルメトロポリタン秋田にて、第7回通常総会を開催いたしました。

山岡会長の挨拶に続き、来賓紹介を行い、秋田県生活環境部長高橋修様、秋田県警察本部生活安全部首席参事官兼生活安全企画課長武田達也様、秋田市環境部長島貢様、環境あきた県民フォーラム理事長佐藤充様の4名からご祝辞を賜りました。



会長表彰において、功労者表彰、優良事業所表彰、優良従事者表彰、及び大仙市災害廃棄物処理協力会員の特別表彰を行いました。

議事では、出席正会員数が149名（本人出席63名、委任状出席86名）で過半数を超えている報告の後、第1号議案「平成29年度事業報告並びに財務諸表承認の件」、第2号議案「役員改選の件」、報告事項「平成30年度事業計画及び収支予算報告の件」の3議案を上程し、いずれも原案通り承認されました。

議事後、新たに会員となられた「一般財団法人秋田県総合公社」「秋田製錬株式会社」を紹介し、それぞれの代表の方から御挨拶をいただきました。

総会終了後、来賓、表彰者の方々と交えて、95名が参加し、交流会を開催いたしました。

### 【第7回通常総会の概要】

- 1 開会
- 2 会長挨拶 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎
- 3 来賓紹介
 

秋田県生活環境部	部長	高橋	修	氏
秋田県生活環境部環境整備課	課長	川村	之聡	氏
秋田県生活環境部環境整備課	班長	田村	高志	氏
秋田県警察本部生活安全部首席参事官兼生活安全企画課	課長	武田	達也	氏
秋田市環境部	部長	嶋	貢	氏
秋田市環境部廃棄物対策課	課長	小玉	均	氏
NPO 法人環境あきた県民フォーラム	理事長	佐藤	充	氏
- 4 来賓挨拶
- 5 祝電披露
- 6 表彰
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人選出
- 9 議事
 

議案第1号	平成29年度事業報告並びに財務諸表承認の件
議案第2号	役員改選の件
報告事項	平成30年度事業計画及び収支予算報告の件
- 10 新規会員の紹介
- 11 閉会



山岡会長の開会あいさつ



会場の模様



高橋修様



武田達也様



嶋貢様



佐藤充様

### 【秋田県産業廃棄物協会会長表彰】

#### 功労者表彰

堀 茂 様

株式会社さいせい 代表取締役社長

#### 優良事業所表彰

株式会社能代清掃センター

代表取締役 大塚勝栄様

#### 優良従事者表彰

畠山 朗 様

エコシステム秋田株式会社

四 関 寛 喜 様

株式会社湯沢クリーンセンター

佐 藤 金太郎 様

有限会社クリーンカンパニー

#### 特別表彰 大仙市災害廃棄物処理協力会員

株式会社木村土木

株式会社小笠原組

高吉建設株式会社

有限会社仙北建設

株式会社企業さきがけ

DOWA通運株式会社大館営業所

株式会社羽後環境

株式会社サイテクト

Takamitu株式会社

有限会社太陽環境保全

有限会社広大産業

万六建設株式会社

エコシステム秋田株式会社

有限会社大清重機

有限会社久栄社

有限会社丸橋産業

株式会社マルコ産業

株式会社畠山建設工業

#### 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 第7回通常総会





【 研修・広報委員会 】

- 1 開催日・場所 平成30年8月30日(木)  
 2 出席者 委員6名、会長 事務局  
 3 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について  
 (2) 1月の研修会内容について  
 (3) 会報「ばっきゃ」の編集について

【 適正処理委員会 】

- 1 開催日・場所 平成30年8月29日(水)  
 2 出席者 委員8名、会長 事務局  
 3 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について  
 (2) 優良事業場施設視察研修について  
 (3) 労働災害防止の取組について

平成30年度役員及び委員会委員

役員	( ) は所属委員会 ◎委員長○副委員長	委員会支部委員
会長	山岡緑三郎 山岡工業(株)	<総務委員>
副会長	吉田 隆 エコシステム秋田(株) (適正処理)	成田 陽道 (有)かづのクリーンサービス
〃	後藤 薫 (株)羽後環境 (○総務)	工藤 威光 (株)エコリサイクルKATAOKA
理事	八重樫 學 八重樫建設(株) (適正処理)	戸井田喜美雄 (株)河辺清掃社
〃	豊口 裕 鹿角衛生(業) (総務)	松川 一浩 秋田協同清掃(株)
〃	山内 勝 (有)丸栄建設 (○研修広報)	高橋 祥亨 Takamitsu(株)
〃	山脇 精悦 (株)タイセイ (研修広報)	土谷 久男 (株)アドバンス環境
〃	大塚 勝栄 (株)能代清掃センター (総務)	<研修広報委員>
〃	中田 範彦 中田建設(株) (研修広報)	笹村 邦夫 花岡土建(株)
〃	靱山 一人 男鹿清掃興業(株) (◎研修広報)	谷口 浩治 (株)エコリサイクル
〃	平野 久貴 ユナイテッド計画(株) (◎適正処理)	加賀屋賢二 (株)加賀屋組
〃	石黒 望 豊興産(株) (◎総務)	児玉 弘 エス・ユー開発(株)
〃	田村 典美 (株)田村建設 (適正処理)	藤山 詩朗 (有)フジヤマクリーン
〃	内村 和人 大洋ビル管理(株)	鈴木 長武 (有)横手クリーンセンター
〃	堀 茂 (株)さいせい (○適正処理)	<適正処理委員※>
〃	遠藤 直 三衛クリーンサービス(株) (総務)	小林 郷司 朝日建設(株)
〃	木村 勝幸 (株)木村土木 (適正処理)	五十嵐弘悦 東北ビル管財(株)
〃	寺田 誠 (株)企業さきがけ (研修広報)	高崎 秀雄 (株)阪東商店
〃	菅原 良一 (株)松田 (総務)	相原 博元 (株)浜田建設
〃	上田 卓巳 (有)西部環境保全 (研修広報)	黒山 誠 加藤産業(株)
監事	高島 慶人 (有)高島興業	吉田 博行 (株)吉田建設
〃	高橋 亘 (株)マルコ産業	
相談役	長崎 雄二 企業組合秋田北部清掃興業	

## 秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

廃棄物の不法投棄など不適正処理を防止するとともに、迅速かつ的確な対応により環境保全を図るため、関係機関による「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」が平成6年度に設置され、当協会も構成機関として参画しております。

平成30年5月31日に協議会が開催され、当協会からは、平成29年度の協会のクリーンアップ活動について報告いたしました。

〔協議会構成機関〕

秋田県生活環境部環境整備課、秋田市環境部廃棄物対策課、秋田都市清掃協議会、秋田県警察本部生活安全部生活環境課、秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課、秋田海上保安部警備救難課、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

### 【協議会】

- 1 開催日時 平成30年5月31日（木） 午後4時～
- 2 開催場所 秋田地方総合庁舎 第609会議室
- 3 出席者 協議会構成機関
- 4 協議事項

- (1) 廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等に対する取組(指導取締)状況について
- (2) 平成30年度スカイパトロールの実施要領(案)について
- (3) その他(情報交換など)

不適正処理・不法投棄の現状(県環境整備課資料)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
不法投棄発見箇所数	152	144	116	104	92	72	73
うち産業廃棄物	10	7	12	10	4	6	5

(注) 秋田県不法投棄監視員が発見したもの

### 【スカイパトロール】

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」の構成機関及び関係市町村が協力してヘリコプターによるスカイパトロールを実施しております。

平成30年度は7月と9月に予定しておりましたが、天候不良等により、中止となりました。



平成29年度の模様

## 会 員 研 修 会

### 【1月 研修会】

平成30年1月19日ホテルメトロポリタン秋田にて、航空自衛隊秋田救難隊隊長景浦浩様に講師をお願いし、研修会を開催しました。

- 1 開催日時 平成30年1月19日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 68名
- 4 研修内容・講師  
「航空自衛隊の概要及び秋田救難隊の活動」  
航空自衛隊秋田救難隊 隊長 景浦 浩 氏



### 【6月 研修会】

平成30年6月1日ホテルメトロポリタン秋田にて、通常総会に合わせて、秋田県生活環境部環境整備課班長田村高志様に講師をお願いし、研修会を開催しました。

- 1 開催日時 平成30年6月1日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 120名
- 4 研修内容・講師  
「廃棄物処理法の改正内容等について」  
秋田県生活環境部環境整備課  
副主幹（兼）班長 田村高志 氏



### 【産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース】

平成30年11月22日秋田県社会福祉会館にて、産業廃棄物処理実務者研修会を開催しました。本研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、再認識していただくことを目的として、全国産業資源循環連合会の開催要領に準拠し、秋田県協会で開催しました。

- 1 開催日時 平成30年11月22日
- 2 場 所 秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町）
- 3 参加者 協会会員51名、非会員27名
- 4 講習内容・講師  
「産業廃棄物処理の基礎」  
（公社）全国産業資源循環連合会実務研修会講師 石郷岡晋  
「委託処理と委託契約」「産業廃棄物管理票・帳簿」  
（公社）全国産業資源循環連合会実務研修会講師 石塚伸一



## 優良事業所視察研修

平成30年11月20日に東京都スーパーエコタウンのS.P.E.C(株)エコレ城南島と高俊興業(株)東京臨海エコ・プラントの2施設を研修し、併せて、新国立競技場建設現場と豊洲新市場を視察いたしました。

- 1 開催日 平成30年11月20日
- 2 場所 東京スーパーエコタウン  
S.P.E.C(株)エコレ城南島  
高俊興業(株)  
東京臨海エコ・プラント
- 3 参加者 19名

S.P.E.C(株)エコレ城南島では首都圏で発生する汚染土壌などの産業廃棄物を最新の技術により、埋立処分量ゼロを目指し資源化されている状況を、高俊興業(株)東京臨海エコ・プラント施設では高度な産業廃棄物資源化施設により、高いリサイクル率を達成されている状況や、施設内の粉じん対策等を、それぞれ視察研修させていただき、産業廃棄物の資源循環が進んでいる状況など、秋田県の協会員にとって大変参考になることが多く、有意義な研修となりました。

2施設研修前後の時間を利用して、2020年東京オリンピックの会場となる新国立競技場の建設現場と豊洲新市場を視察しました。

新国立競技場では急ピッチで進んでいる建設現場を見学しオリンピックが近づいていることを実感しましたが、豊洲の到着時間が16時を過ぎていたため、残念ながら店舗のシャッターが閉まっており、競りの様子などは見学できませんでしたが、歩き疲れるほどのスケールの大きさは十分体感いたしました見学となりました。



## 親睦ゴルフ大会

レクリエーション活動として「親睦ゴルフ大会」を平成30年10月4日、秋田南CCで、青空の絶好のコンディションのもと開催いたしました。

青年部会からも多くの参加があり、総勢18名が、親会として年1度の協会親睦ゴルフ大会で腕を競いました。

優勝争いは、後半37ストロークを出した県南支部所属の高橋亘プロが、前半リードしていたと思われる青年部会所属の田村典幸プロ（準優勝）、石黒慎プロ（3位）を逆転し、見事優勝し幕を閉じました。

今回のコンペは、賞品を複数ゲットした方が多かった大会でした。賞に入らなかった方は、来年、頑張りましょう。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 開催日  | 平成30年10月4日  |
| 2 会場   | 南秋田カントリークラブ   |
| 3 参加者  | 18名   |
| 4 成績   |   |
| 優勝     | 高橋 亘 (株マルコ産業)   |
| 準優勝    | 田村典幸 (株田村建設)  |
| 第3位    | 石黒 慎 (豊興産株)   |
|        | (4位以下は省略)   |
| ニアピン賞  | 靱山祐也 (男鹿清掃興業株)<br>高橋亘 (株マルコ産業)<br>石黒慎 (豊興産株)<br>小笠原武男 (株小笠原組) |
| ドラコン賞  | 靱山祐也 (男鹿清掃興業株)<br>山脇精悦 (株タイセイ)                                |
| ベストグロ賞 | 山脇精悦 (株タイセイ)  |
| 平和賞    | 小笠原武男 (株小笠原組)   |
| 大波賞    | 高橋亘 (株マルコ産業)  |
| 特別賞    | 山岡慎太郎 (山岡工業株)   |



## 不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）

協会の大きな事業の1つである「産業廃棄物の不法投棄を防止する活動」を協会設立当初から毎年継続して実施しております。

平成4年度から平成8年度まではキャラバン隊を編成して全県市町村を巡回し、平成9年から18年度までは協会の独自事業として不法投棄物の撤去を行い、平成19年・20年度は県の事業「目指せ国体クリーンアップ」に参画しておりました。

平成21年度からは「不法投棄未然防止啓発活動等業務」を県から受託し、保健所単位で実施しているクリーンアップを通じた不法投棄未然防止活動について、重機等による投棄物の回収、処理施設への運搬・処分、広報等による活動成果のPRや不法投棄防止の啓発等を実施するとともに、各地区のクリーンアップ事業に協会会員がボランティア参加し、不法投棄物の撤去作業を行っております。

平成30年度の事業概要及び各地区の実施状況は次のとおりでありました。

### 【平成30年度の事業概要】（当協会の中間集計）

実施期間	平成30年9月～10月
実施箇所	24箇所（県北支部11 中央支部3 県南支部10）
参加人数	573名（うち産業廃棄物協会会員の参加人数220名）
撤去数量	廃家電2,940kg（85台（テレビ62 冷蔵庫15 洗濯機7 エアコン1）） 廃タイヤ等6,068kg（487本） 金属くず4,190kg 廃プラ等605kg 木くず40kg 可燃ゴミ2,210kg 不燃ゴミ6,110kg 合計22,163kg

## 各地区の実施状況

### 【大館保健所管内（鹿角地区）】

実施日	10月4日
撤去箇所	2か所（鹿角市十和田大湯2）
参加人数	44名（住民2、国職員1、県職員10、市職員5、警察署2、産業廃棄物協会24）
参加会員	14社 （株）コスター鹿角（有）かづのクリーンサービス（株）米村組（有）ホクセイ 鹿角アスコン協同組合（株）柳沢建設 丸佐運送（資）（有）ランドハウス日総 小坂製錬（株）（有）セイキ（株）田口産業 鹿角衛生協業組合 八重樫建設（株）（株）現代



【大館保健所管内（大館地区）】

実施日 10月17日  
 撤去箇所 1か所（大館市比内町谷地中）  
 参加人数 45名（住民5、県職員16、市職員5、産業廃棄物協会19）  
 参加会員 12社  
 (株)タイセイ エコシステム秋田(株) エコシステムジャパン(株)秋田営業所  
 エコシステム花岡(株) (株)エコリサイクル 大館広域清掃(株) (株)大森土木  
 (有)ササキ商店 (有)吉田興業 東北ビル管財(株) 松橋商店 北秋容器(株)



【北秋田保健所管内】

実施日 10月24日  
 撤去箇所 5か所（北秋田市大野台、合川、森吉長下、上小阿仁村南沢、中屋敷）  
 参加人数 50名（住民7 県職員19、市村職員4 産業廃棄物協会20）  
 参加会員 6社  
 (株)合川環境 (株)佐藤庫組 朝日建設(株) (株)タクト (有)丸栄建設 (株)芳賀工務店



## 協会だより【県協会関係】

### 【能代保健所管内】

実施日 9月27日  
撤去箇所 3か所（能代市須田海岸道路、落合、二ツ井）  
参加人数 44名（住民5、国職員1、県職員6、市職員3 産業廃棄物協会29）  
参加会員 11社  
（株）能代清掃センター （株）能代資源 畑クリーンサービス（株）（有）宮腰商事  
秋田エコプラッシュ（株） 米代トラック（株） 成田建設（株） 能代運輸（株） 中田建設（株）



### 【秋田中央保健所管内】

実施日 9月27日  
撤去箇所 3か所（男鹿市船越、潟上市天王下浜山、大久保昭和音羽下）  
参加人数 139名（住民26、建設業協会40、県職員17、市町職員9、警察署員1、産廃協会46）  
参加会員 31社  
山岡工業（株） 豊興産（株） 秋田瀝青建設（株） 男鹿清掃興業（株） メタル化工センター  
（株）田村建設 （株）ミライト （有）小野建材 （株）石黒建設工業 （有）高島興業  
（有）秋田環境保全 （株）三勇建設 （株）秋田県分析化学センター （株）清水組（株）清水組  
（株）東北ビルカンリ・システムズ 高橋産業（有） （株）男鹿テクノ 秋田協同清掃（株）  
大洋ビル管理（株） （株）浜田建設 （株）鈴兼工務店 （株）河辺清掃社  
ユナイテッド計画（株） （株）ナチュラルエナジージャパン （有）コレクト  
（株）リーテックス 藤原工業（株） （株）エム・アール・エス・コーポレーション  
エス・ユー開発（株） 企業組合秋田北部清掃興業 （株）青南商事



【由利本荘保健所管内（由利本荘・にかほ）】

実施日 9月27日 10月5日  
 撤去箇所 4か所（由利本荘市船岡・西目町、本荘マリーナ、にかほ市平沢、両前寺）  
 参加人数 93名（住民35、国職員6、県職員20、市職員5、警察署員9、産廃協会18）  
 参加会員  
 （由利本荘地区） 5社  
 ㈱さいせい ㈱昭和興業 ㈲鈴木土建 ㈲本荘クリーンセンター ㈱サトウ重機  
 （にかほ地区） 3社  
 三衛クリーンサービス㈱ ㈱三共サービス 佐藤化学工業㈱



【大仙保健所管内】

実施日 10月31日  
 撤去箇所 1か所（大仙市土川）  
 参加人数 45名（住民8、県職員5、市職員7、警察署員4、産業廃棄物協会21）  
 参加会員 16社  
 ㈱小笠原組 Takamitu㈱ ㈲久栄社 高吉建設㈱ ㈲太陽環境保全 武藤清掃  
 ㈲丸橋産業 ㈱木村土木 ㈲仙北建設 ㈲広大産業 ㈱マルコ産業  
 ㈱企業さきがけ 万六建設㈱ ㈱畠山建設工業 ㈲鈴建興業 ㈲斎景産業



## 協会だより【県協会関係】

### 【横手保健所管内】

実施日 10月3日  
撤去箇所 2か所（横手市十文字町2）  
参加人員 62名（住民9、国職員2、県職員18、市職員10、警察署員2、産廃協会21）  
参加会員 14社  
（株）高善 （有）横手クリーンセンター （有）横手清掃興業 （株）ミタケ （株）羽後環境  
（有）西部環境保全 （有）横手環境管理サービス （株）アドバンス環境 （資）大森産業  
ヨコウン（株） （株）山本産業 （株）吉田建設 （株）大屋産業 （有）平鹿清掃興業



### 【湯沢保健所管内】

実施日 10月23日、10月25日  
撤去箇所 3か所（湯沢市泉沢、三梨町、羽後町水沢）  
参加人員 51名（住民1、建設業協会9、国職員3 県職員10、市町職員6、  
産業廃棄物協会22）  
参加会員 5社  
（株）松田 （有）フジヤマクリーン （株）出羽運輸 （株）湯沢クリーンセンター  
（有）クリーンカンパニー



## 支部長あいさつ 2019年の抱負



県北支部長 山脇 精悦

新年明けましておめでとうございます。

会員皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。昨年末に、内閣府の景気動向指数研究会が第二次安倍内閣発足した2012年12月に始まった国内景気拡大が、「いざなぎ景気」を超え、戦後2番目の長さとなった。このまま続けば1月には戦後最長になる。ただ、かつてと異なり低成長で豊かさは実感しづらい。と言う新聞記事を読み2019年は、どのように経済成長して行くのか、いつまで景気拡大が続くのかが見通せないのではないかと考えております。

また、県内を振り返りますと昨年は、第100回全国高校野球選手権記念大会で県勢として103年ぶりの準優勝を果たし、全国に金農旋風を巻きおこしました。県民に夢と感動をあたえ県民栄誉章を受賞したことは大変喜ばしいこととあります。原動力となった吉田投手は10月のドラフト会議で日本ハムに1位指名され入団契約をしました。今後の活躍を期待するところです。

11月には、男鹿のナマハゲなど年中行事10件からなる「来訪審 仮面 仮装の神々」の国連教育・科学・文化機構(ユネスコ)無形文化遺産登録が正式に決定され地元 男鹿市など多くの県民らが喜び今後の観光や地域振興への期待感が高まって欲しいです。

そして、大館地区では、平昌五輪フィギュアスケート女子で金メダルを獲得したアリーナ・ザギトワ選手が秋田犬の飼育を希望し秋田犬保存会が子犬(マサル)をモスクワで贈呈。そのザギトワ効果もあり大館市では欧米からの観光客も訪れるようになり非常に反響が大きい事に驚いているようです。

産業廃棄物協会として各支部が行っております不法投棄廃棄物撤去活動は昨年も実施され県北支部は、能代山本地区 大館地区 北秋田地区 鹿角地区の4地区で行われ総参加者183名 内協会員が92名の参加を頂き無事事故もなく終える事ができました。ご協力をいただいた支部会員各社 行政の皆様 ボランティアの方々には心より感謝申し上げます。また、県北支部研修会には25社 29名の会員が参加し講師には大館労働基準監督署長 昆 仁様 秋田労働局 水野 亨様 社会保険労務士 近 茂寛様 3名様にお話し「働き方改革」についてお話しを頂きました。研修会終了後の交流会から石郷岡事務局長も参加し支部会員と楽しい時間を過ごしました。

2019年の干支は己亥(つちのとい)にあたります。己には、繁栄したものを統制する意味、亥には、生命が閉じ込められている状態、このことが己亥の年は、「今現在の状況を維持し、守りの姿勢に徹した方がよい」と言われ調子に乗り過ぎると落とし穴に落ちることもあるのでご注意を。

最後になりますが、会員皆様のご活躍を祈念し新年のご挨拶といたします。



中央支部長 平野久貴

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年の秋田は、なんと言っても夏は金足農業高校の活躍、師走に入り男鹿のユネスコ登録無形文化遺産への登録決定である。いずれも秋田県民として誇り高い思いである。

若者の活躍、そして先人が育んできた伝統、秋田を全国、世界に知らしめた。秋田県民は一過性のもので終わらせてはいけない。今一度、産学官金が力を合わせ経験と意欲により創造性を発揮、秋田を成長軌道へと導く時である。

昨年秋田地域振興局では「人材を育成する社長会議」を定期的に各地で開催し若手経営者との対話、意見交換を重ねている。大切なのは意欲である。この県の行動は素晴らしい価値に値する。危機を感じ取り実行に移したものだ。色々なご意見があると思うが大切なのは意欲を持ち行動することだ。我が産業廃棄物協会もこれらの行動に追随したい。

さて今年亥年、亥年は災害が多い年である。歴史を紐解くと1707年に富士山宝永大噴火、1923年には関東大震災、1983年に日本海中部地震、1995年は阪神大震災、2007年には新潟県沖中越沖地震と続くが先人達は何度も立ち上がってきた。

何かと災害が多発する近年、地球温暖化によると考えられ世界的に議定書が決議されている。「産業の世紀」から「環境の世紀」へと変遷が始まっているのだ。

リデュース、リユース、リサイクルは勿論、世界的に再生可能エネルギーへとシフトしている。これらには「法」が存在する。廃棄物処理法、FIT法等などである。法整備がされ施行に至るが、ここで大切なのは運用側である。猫の目のように頻繁に変えたり、執行側に都合が悪ければ改正したりは言語道断である。先人の言葉で「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」とあるが、歴史を振り返り且つより遠くまで未来を見つめたものにしなければならない。廃棄物処理法は規制法である。我が産業廃棄物処理業界は規制の中で生きているのである。すでに成熟産業ではあるものの役割、責任はより大きくなって来ている。規制から抜け出し振興へとシフトしなければならない。水、大気と人間が生きていく基本的なものを維持し、持続可能とする産業である。業界は更なるイノベーションを起こしていかなければならない。

今年こそ秋田県産業廃棄物協会は立ち上がらなければならない。「立ち上がる秋田県産業廃棄物処理協会」である。



県南支部長 木村 勝幸

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

平成最後の〇〇。昨年後半からよく耳にするフレーズです。今年は「平成」から新しい元号にかわる歴史的にも節目の年として、例年とは少し趣の異なる新年を迎えたような感じがします。今日にいたるまで、自分自身の日々の生活が、昨日と今日で大きく変わっていることを感じて過ごしたことはありませんが、平成を過ごした30年として振り返ると生活する環境や風景が大きく変化し、また、それに伴って自身の心情も大きく変化しているのではないかと改めて気づかされます。

平成を過ごした30年の特徴的な事象の一つとして、ありとあらゆる身近なものがアナログからデジタル化され、多機能でコンパクトになり仕事や生活も効率化されてきたことが思い浮かべられます。そういえば、便利なデジタル品に出会うたびに、その便利さに驚きと感動を覚える反面、機能が高度すぎてついていけない！などということも何度か経験した気がします。最近ではさらに進化してAI機能なども多く我々の生活にかかわるようになりました。チェスや将棋でAIが人間に勝利したニュースなどは記憶に新しいことかと思いますが、パソコンや自動車などの代表的なもの以外でも、今後はますます自動化やロボット化が進み、AIとのかかわりが深くなっていくようです。

人とデジタル、IT、AI。少し前までは異質の文化だと思っていたのが、いつしか日常に入り込み、やがてはなくてはならない存在へと変化しつつあります。しかし、人として積み重ねてきた個性は、それらには決してまねできることではなく、そしてその個性は多くの人々と接し、協働し、共感して磨かれるものだと思います。「平成」の間に積み重ねてきた経験を基にして、新しい年、「平成」から次のステージへ移るにあたって、多くの方々とふれあいながら個性を磨き、自分らしさを忘れずに新時代への順応性を高めていきたいと思っています。

皆様のご指導のほどよろしくお願いいたします。

## 第18回 あきたエコ&リサイクルフェスティバル

秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、県民、民間団体、NPO法人等と連携し、開催している「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」に参画しました。

### 【概要】

- 1 開催日時 平成30年9月1日（土）、2日（日）10:00～16:00
- 2 開催場所 秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根下
- 3 主催 あきたエコ&リサイクルフェスティバル実行委員会  
秋田県、秋田市、NPO法人環境あきた県民フォーラム、（一財）秋田鉱業会、（一社）秋田県産業廃棄物協会、秋田大学、秋田県立大学、秋田公立美術大学
- 4 来場者 約22,000人（1日（土）約10,000人、2日（日）約12,000人）
- 5 協賛企業・団体数 44
- 6 出展企業・団体数 42
- 7 開会コンセプト『未来のためにecoひいきをはじめよう』
- 8 主なステージイベント
  - ・1日目 お笑いライブ さとーこうすけ・ちえす、サイエンス実験ステージ等
  - ・2日目 超神ネイガーショー、リメイクファッションショー等



### 【産廃協会ブース出展】

平成30年9月1日（土）、2日（日）に秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根下で開催され、当協会青年部が主体となり今年も出展しました。

当ブースでは、「廃棄物の不法投棄防止活動（クリーンアップ）」や「環境学習・エコサッカー教室」のパネル展示で協会の取り組みを紹介したほか、今年度もエアロバイク型発電機による「人力発電かき氷づくり」を実施しました。



2日間で450食分用意したかき氷は、途中カップを追加するほどの大盛況となり「完売御礼」で幕を下ろしました。参加者からは「たくさんこいでも、なかなかかき氷が動かず、電気をつくるのが大変だとわかった。」「毎年協会のブース目当てに来ています！次回も楽しみにしています。」など、コメントがよせられました。

【ブースの様子】



当協会ブースの来場者は2日間で800人を超え、家族連れや学生など幅広い年齢の方がお立ち寄り下さいました。当日、ご来場下さった皆様、ありがとうございました。

今回で6回目となる産廃協会人力発電ブースですが、主催する県が行った来場者アンケートの「一番印象に残ったイベント・展示」で今年度も1位に選ばれ、6年連続のトップと高評価をいただいております。

秋田県産業廃棄物協会は、環境保全に貢献する団体として、今後とも環境教育活動に積極的に取り組んでまいります。

2018年(平成30年)9月4日 火曜日 秋田 さきがけ

自転車こいでかき氷作り!? 環境問題、楽しく学ぶ 秋田駅前で「エコフェス」

あきたエコリサイクルフェスティバルが12の団体が、秋田市の中心部秋田駅前を会場として、県内外の約40の団体や企業がブースを出し、訪れた親子連れらら環境問題への理解を深めた。県産業廃棄物協会は、電気と自転車をこいで発電させ、かき氷器を動かす体験を準備。来場者は汗を流し、熱い夏をこいで氷を削った。

高城県費 市から防げた菅野陽生君(7)は「なかなかも、なかなかかき氷器が動かさず、電気をくわくわくと音がしたのが大変だった」と話

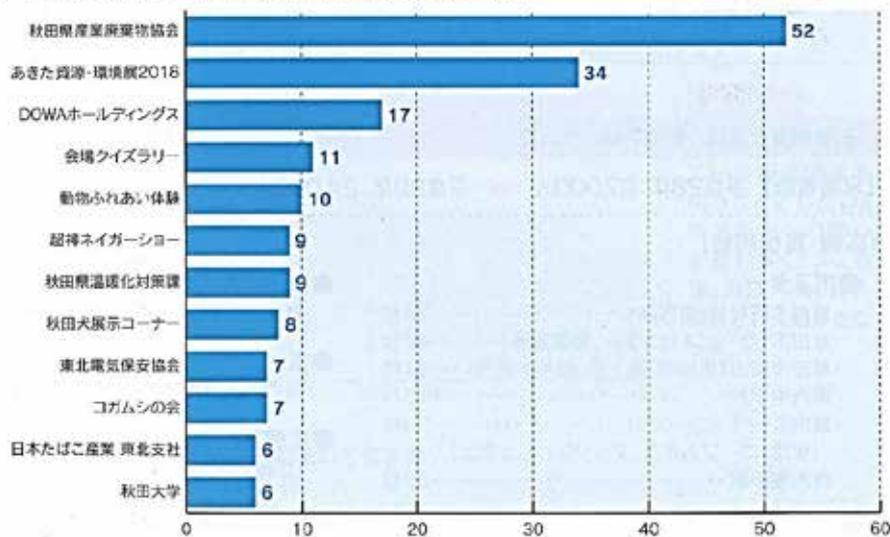
かき氷器を動かそうと、自転車をこいで発電させる子ども

古の着物をアレンジしたファッションショーも行われた

9/4 魁新聞掲載

第18回あきたエコ&リサイクルフェスティバル 来場者アンケート結果

◎ 今回一番印象に残ったイベントや展示は何ですか？(複数回答可)



協会ブース来場者アンケート結果

(ブース来場者：817人 アンケート回答数：281人)

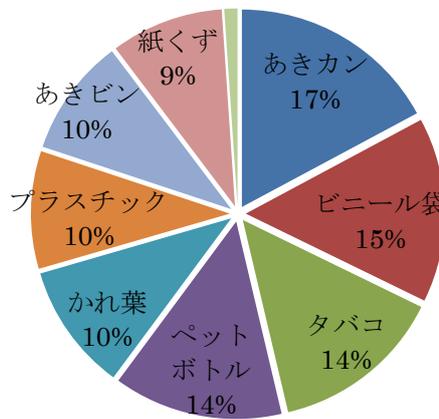
Q あなたはごみ拾いなど「クリーンアップ活動」をしたことがありますか？

- ・ある (174人)
- ・ない (100人)

上記で「ある」と答えた方。

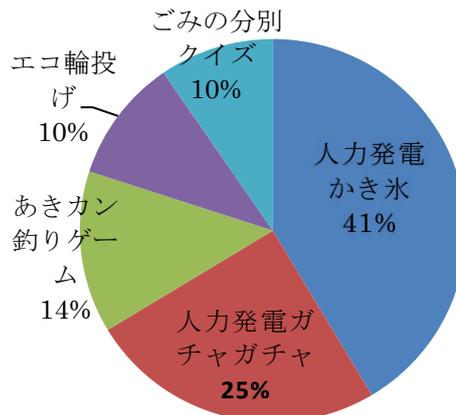
Q その時に拾ったごみは何でしたか？(複数回答可)

- ・あきカン (112人)
- ・ビニール袋 (99人)
- ・タバコ (92人)
- ・ペットボトル (90人)
- ・かれ葉 (68人)
- ・あきビン (63人)
- ・プラスチック (63人)
- ・紙くず (60人)
- ・その他 (7人)



Q 来年このブースでやってもらいたいことは何ですか？(複数回答可)

- ・人力発電かき氷 (203人)
- ・人力発電ガチャガチャ (122人)
- ・あきカン釣りゲーム (67人)
- ・エコ輪投げ (51人)
- ・ごみの分別クイズ (47人)
- ・その他 (6人)



## 青年部会長あいさつ 2019年の抱負



青年部会長 山岡 慎太郎

新年明けましておめでとうございます。

青年部会長を務めて2年目、瞬く間に時間がたつ本当にあつという間の1年でした。

と言うのも昨年は北海道・東北ブロック長、並びに全国産業資源循環連合会 青年部協議会 幹事と大役を任命され、私自身だけでは無く秋田県青年部、事務局含めて初めての経験ですので対応に追われる慌ただしい毎日となったからです。しかしながら、事務局、青年部会員の協力的サポート、そして親会会員の皆様の暖かいご厚情を頂き無事に事業活動できました。

厚く御礼申し上げます。

2018年の漢字一字に「災」が選ばれたように昨年の日本は数多くの大災害が印象的な1年となりました。河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が多発し多数の犠牲者がでる平成最悪の豪雨災害となった西日本豪雨。最大震度7 厚真町を中心に広い範囲で土砂崩れが発生、家屋の下敷きになるなど多くの犠牲者がでた北海道胆振東部地震。

全産連幹事会では、西日本豪雨で特に被害が多かった、広島県、岡山県、愛媛県の代表者から現地での迅速な情報収集及び対応処置が発表されました。北海道胆振東部地震に関しては、私が北海道青年部と連絡を取りあい情報をまとめ報告しました。

その際、全産連幹事・ブロック幹事をはじめ様々な方々から「困ってる事ないか？手伝える事はないか何でも言えよ」といった温かい言葉があり。

災害のあったブロックでは「ありがとう 大丈夫 対応できそうだ」と力強い言葉。

一昨年の秋田県豪雨の時を思い出し頼もしく優しい絆を感じ胸が熱くなりました。

その後、「青森・秋田・岩手」北三県合同視察研修では皆の声もあり、チャリティーを企画。懇親ゴルフコンペなどで集まったお見舞金を北海道青年部に寄贈いたしました。

私たち産業廃棄物に係る企業は、災害に関して深い造詣を持ち的確な判断・行動力をとまわなければなりません。被災地域を一刻も早く正常な生活環境に戻すため、そして重大な被害にならないための防災対応など、今できる事は何なのか？これらを皆で考え情報を共有していく。そのためにも秋田県内はもとより北海道・東北ブロック、全国の会員たちとの繋がりを深めていくことが必要であると感じました。

今の貴重な時間を大切に、ここで得た人との出会い、経験を皆と共有し現在、そして未来へと多くの会員がお互いに成長できるように精進してまいります。

今後とも皆様からのご指導のほどよろしくお願いいたします。

## 秋田県産業廃棄物協会青年部会 第7回通常総会

第7回通常総会が、平成30年6月1日（金）、ホテルメトロポリタン秋田において、部会員63名のうち33名（委任状提出8名）の出席のもと開催されました。

議事に先だち、会則規定により山岡部会長が議長に選任され、議事に入りました。

- 1 開催日時 平成30年6月1日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者数 33名（委任状提出8名）
- 4 議 案
  - 第1号議案 平成29年度事業報告並びに決算承認の件  
平成29年度監査報告
  - 第2号議案 平成30年度事業計画（案）並びに事業予算（案）承認の件
  - 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
  - 第4号議案 その他

上記提案議案は、全会一致で決議しました。また、今年度は役員改選が行われ、16名の役員が選任され、互選の結果、山岡慎太郎氏が部会長に就任しました。

### 【新役員】

役 職	氏 名	事 業 所 名	所属支部
部 会 長	山岡 慎太郎	山岡工業(株)	中央
副部会長	小笠原 健一	(株)現代	県北
副部会長	後藤 大亮	(株)羽後環境	県南
運営委員	金平 正行	(株)能代清掃センター	県北
運営委員	佐藤 学	(株)タクト	県北
運営委員	相原 光博	(株)浜田建設	中央
運営委員	石黒 慎	豊興産(株)	中央
運営委員	田村 典幸	(株)田村建設	中央
運営委員	木村 勝幸	(株)木村土木	県南
運営委員	伊藤 和輝	ヨコウン(株)	県南
運営監事	鈴木 一敬	花岡土建(株)	県北
運営監事	佐藤 友和	三衛クリーンサービス(株)	県南
顧 問	高島 慶人	(有)高島興業	中央
相 談 役	上田 卓巳	(有)西部環境保全	県南
相 談 役	小林 郷司	朝日建設(株)	県北
相 談 役	平野 久貴	ユナイテッド計画(株)	中央

【任期：2018年6月1日～2020年の総会の日まで】

## 運 営 委 員 会

### 【平成29年度 第6回運営委員会】

- 1 開催日 平成30年2月20日（火）
- 2 場 所 プラザ都（能代市）
- 3 議 題 （1）平成29年度事業報告・収支決算報告  
（2）平成30年度事業計画（案）・予算（案）  
（3）次期役員改選について

### 【平成30年度 第1回運営委員会】

- 1 開催日 平成30年5月16日（水）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 議 題 （1）第7回通常総会について  
（2）北海道・東北ブロック第17回通常総会等について

### 【平成30年度 第2回運営委員会】

- 1 開催日 平成30年6月27日（水）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）第18回あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて  
（2）北東北3県合同視察交流会（秋田）について  
（3）ゴルフ交流会について

### 【平成30年度 第3回運営委員会】

- 1 開催日 平成30年8月21日（火）
- 2 場 所 大昌園
- 3 議 題 （1）第18回あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて  
（2）北東北3県合同視察交流会（秋田）について  
（3）環境学習会・ecoサッカー教室について

### 【平成30年度 第4回運営委員会】

- 1 開催日 平成30年9月11日（火）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 （1）平成30年度環境教育事業について  
（2）北3県視察研修交流会（秋田）について  
（4）平成30年度青年部会研修会について

### 【平成30年度 第5回運営委員会】

- 1 開催日 平成31年1月25日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 議 題 （1）平成30年度事業報告・収支決算報告  
（2）平成31年度事業計画（案）・予算（案）

## 研 修 会 ・ 交 流 会

### 【平成30年度第1回研修会】

- 1 開催日 平成30年6月16日(土)
- 2 場 所 カレッジプラザ大講義室(秋田市)
- 3 参加者 会員4名、学生、行政機関、一般企業等
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 平成30年度第1回情報交換会  
『あきたの森と水の生き物たち～昔と今とこれから～』  
第1部 特別講演『エコアクション2.1が目指す地球温暖化防止について』  
講師：津村コンサルタンツ事務所 代表 津村守 氏  
第2部 情報交換会  
(1)『ツキノワグマのことをよく知ろう～その生態と市民にできる遭遇回避対策～』  
講師：秋田県立大学 准教授 星崎和彦 先生  
(2)『秋田の3大湖にすむ魚たち～いま何が起きているのか～』  
講師：秋田県立大学 客員教授 杉山秀樹 先生

### 【平成30年度ゴルフ交流会】

- 1 開催日 平成30年8月21日(火)
- 2 場 所 秋田カントリー倶楽部
- 3 参加者 11名
- 4 成績 優勝(3位) 初山祐也 氏、準優勝(8位) 佐藤友和 氏



ゴルフ交流会終了後、会場を大昌園に移し、「ゴルフ表彰式兼懇親会兼中央支部拡大会議」を開催しました。総勢20名の部会員が出席し、更なる親睦と情報交換がなされました。



## 【北3県合同視察研修交流会】

- 1 開催日 平成30年10月26日（金）
- 2 視察場所 秋田県環境保全センター（秋田県）
- 3 参加者 研修会：48名 秋田県19名、青森県13名、岩手県16名  
交流会：44名 秋田県18名、青森県14名、岩手県12名
- 4 研修内容 秋田県環境保全センター進藤所長よりセンター概要と現在整備中のD区Ⅱ期処分場についてご説明いただき、その後、実際に処分作業中の現場を間近で見学しました。  
また、研修終了後にはチャリティーボウリング大会や懇親会も開催し、青森・岩手の部会員と親睦を深め、大変有意義のある事業となりました。

### 【視察研修の様子】



## 【北3県交流チャリティーゴルフコンペ】

北3県合同視察研修に伴うゴルフコンペを有志で開催しました。

- 1 開催日 平成30年10月27日（土）
- 2 場所 男鹿ゴルフクラブ
- 3 参加者 17名（秋田県5名、青森県6名、岩手県6名）
- 4 成績 優勝 石黒慎氏（秋田）、準優勝 靱山祐也氏（秋田）、3位 村田英敏氏（岩手）



## 【平成30年度 第2回研修会】

- 1 開催日 平成30年12月11日（火）
- 2 場所 研修会 第一会館本館、懇親会 大町バル Arigatto（秋田市）
- 3 参加者 研修会15名、懇親会17名、全国・ブロック幹事15名
- 4 研修内容 北海道・東北ブロック第4回幹事会（秋田開催）へのオブザーブ参加



研修会（ブロック幹事会）及び 北3県合同チャリティー金 寄贈の様子



懇親会の風景

## 【平成30年度 第3回研修会】

- 1 開催日 平成30年12月22日（土）
- 2 場所 カレッジプラザ大講義室（秋田市）
- 3 参加者 会員5名、学生、行政機関、一般企業等
- 4 研修次第  
あきた環境懇話会 平成30年度第2回情報交換会  
『秋田の環境と健康～食と暮らしの健康を誘起させる地域の取り組み～』  
第1部 特別講演『ハタハタの生態と漁業』  
講師：秋田県立大学 客員教授 杉山秀樹 先生  
第2部 情報交換会  
(1) 『食・健康の未来に関する地域の取り組み』  
講師：株式会社 REALE Lab 代表取締役社長 鈴木幸絵 氏  
(2) 『受動喫煙防止の取り組みについて』  
講師：秋田県由利地域振興局 福祉環境部  
健康予防課 副主幹兼班長 成田千秋 氏

## 環境学習会

### 「環境学習会」×「ecoサッカー教室」



秋田県産業廃棄物協会 ×ブラウブリッツ秋田



平成30年11月4日（日）に、青年部会の環境教育事業として、協会賛助会員のブラウブリッツ秋田様と共同で、秋田県内の小学生を対象とした『第4回環境学習会・ECOサッカー教室』を開催しました。4回目の開催となる今回は、産廃業界で活躍する「働くくるま」についての環境学習と、ゴミの分別方法を取り入れたサッカーゲームの二部構成で行いました。

開催式には、山岡会長から出席をいただき、学習会がスタートしました。



第一部の環境教育は、今回初の試みとして産廃業界で活躍する車両を2台設置。山岡部会長が講師となり、汚泥（廃棄物）に見立てた玩具をパイプの中いっばいに投入し、高压洗浄車で汚れを掻き出し、続いて強力吸引車で残留物を一気に吸い込むデモンストレーションを実施しました。その洗浄力と吸引力の凄さを間近に体感した子供たちは一様に驚いていました。



## 協会だより【青年部会関係】

続いて、グラウンドに移り、第二部のプロチームのコーチによるサッカーゲームを行いました。

ゼッケン（ビブス）に、可燃・資源などイラストを貼り、鬼ごっこやボール送りゲームで体をほぐした後、パネルを見ながら同類のゴミ同士、パス回しやゴールを決めるサッカーゲームを行いました。

子供たちは、パネルに描かれたゴミが可燃なのか資源なのかを分別することで、サッカーで大切な瞬時の判断力を身につけるトレーニングを行うことができました。



青年部会員自身も、事業を通し、改めて環境を復習できる『自己研鑽』の場となりました。今後も継続事業として開催していきたいと思えます。



## 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック協議会 第17回総会

- 1 開催日 平成30年6月5日（火）
- 2 場所 江陽グランドホテル（宮城県）
- 3 出席者数 116名（秋田県12名出席）

本総会で協議会名称が「全国産業資源循環連合会青年部協議会北海道・東北ブロック」に変更となり、また、任期満了に伴う役員改選では当青年部会から新ブロック長に山岡慎太郎氏、幹事に後藤大亮氏、運営幹事に石黒慎氏が可決承認されました。



新ブロック役員を紹介します。



山岡新ブロック長の挨拶

また、総会翌日に開催された「北海道・東北ブロック研修会」に秋田県から4名参加し、東日本大震災後に宮城県黒川郡大衡村に建てられたトヨタ自動車東日本(株)の工場視察及び昨年度開催の第10回全国大会記念植樹会場（仙台市海浜公園）にて木々の生育状況や近隣の復興状況等確認しました。

- 1 開催日 平成30年6月6日（水）
- 2 場所 トヨタ自動車東日本(株)工場視察・第10回全国大会記念植樹会場の視察
- 3 参加人数 35名（秋田県4名参加）



トヨタ自動車東日本  
AQUA分解展示風景



植樹会場のシンボルツリー（オオシマザクラ）前で記念撮影

## 全国産業資源循環連合会青年部協議会 第19回通常総会

- 1 開催日 平成30年6月14日（木）
- 2 場所 明治記念館（東京都）
- 3 出席者数 115名（山岡部会長出席）

任期満了に伴う役員改選では当ブロックから監事に千葉智英氏（岩手）、副会長に庄子正和氏（宮城）、幹事に山岡慎太郎氏（秋田）が可決承認されました。



沖川新会長と新役員の紹介

## 全国産業資源循環連合会青年部協議会 第9回カンファレンス

- 1 開催日 平成30年11月15日（木）
- 2 場所 金沢東急ホテル（石川県）
- 3 出席者数 159名（秋田県3名出席）
- 4 開催内容 ①講演「これからの産業廃棄物処理業における労働安全衛生について」  
全国産業資源循環連合会青年部協議会 副会長 矢野智孝氏  
②グループディスカッション及び内容発表  
テーマ「今後、労働安全衛生に対してどのように取り組んでいくか」



沖川会長の挨拶



次回全国大会（高松）の紹介・挨拶

また、前日11月14日に加賀市片山津ゴルフ倶楽部で開催された「第1回ブロック対抗ゴルフ大会」に当ブロックから5名エントリーし、結果は準優勝となりました。



## 青年部会からのお知らせ

## 新規入部会員の紹介

氏名	企業名	役職
大沼 信和	株式会社松田	環境課 課長
栗澤 伸光	株式会社秋田県分析化学センター	技師
富樫 優	株式会社秋田県分析化学センター	技師
芦名 洋亮	株式会社ナチュラルエナジージャパン	代表取締役
小林 祐嗣	朝日建設株式会社	専務取締役
平野 航平	ユナイテッド計画株式会社	
能登谷 博文	ユナイテッド計画株式会社	

## \* 青年部会員を募集しております \*

私達青年部会は、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会に加入する会員企業に所属する若い世代の部会員で構成されています。部会員相互の親睦を図り、産業廃棄物の適正処理等に関する知識、技術と教養を高めて次代を担う人材を育成し、協会の発展に寄与することを目的とし、平成 21 年 7 月に設立いたしました。

## ◆主な活動内容

- 会員の知識を深めるために青年部会独自の研修会を開催
- 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の親会が行うイベント等での適正処理の普及啓発活動
- ゴルフコンペや交流会等、会員同士の親睦を深めるための交流イベントの実施
- 次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育活動の実施
- 全国の協会青年部会との情報交換及び交流を図ることを目的とした青年部協議会活動への参加

◆対 象 協会に所属する企業の概ね 50 才以下の男女

◆年会費 1 社につき 20,000 円

◆会員数 53 社/64 名 (平成 30 年 12 月末現在)

\* ご入会については、お気軽に協会事務局までお問い合わせください。

☎ 0 1 8 - 8 6 3 - 7 1 0 7

## 協会への入会のおすすめ

－ 循環型社会の構築に資するため 産業廃棄物の適正な処理を目指して －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、秋田県から認可を受けた一般社団法人です。

会員は、収集運搬や処分業の許可を受けている事業者、排出事業者、再生利用者、協会の目的に賛同する賛助会員で構成されています。

産業廃棄物処理業界が社会の期待に的確に応えていくため、産業廃棄物処理業者、排出事業者、再生利用者等が相互に連携を深め組織として機能することが重要であります。

つきましては、御社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いに活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

### ◎ 会員の種類と入会資格

- 正会員 ア 産業廃棄物処理業者で県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人  
イ 産業廃棄物を排出する事業者又は再生利用を行う事業者  
ウ 産業廃棄物の適正な処理の推進に貢献している個人、法人又は団体  
賛助会員 上記以外の者で、協会の目的に賛同する個人又は団体

### ◎ 入会金及び会費

【入会金】			10,000円
【年会費】	正会員	収集運搬業	62,000円
		中間処理業	82,000円
		最終処分業	106,000円
		排出事業者等	60,000円
	賛助会員		60,000円

### ◎ 入会方法

入会を希望される場合は、加入申込書、産業廃棄物処理業許可証（写し）等を提出していただくことになっておりますので、協会事務局までご連絡下さい。

### ◎ 入会のメリット

- ★ 廃棄物処理法の改正など産業廃棄物に関する最新情報の取得と提供
- ★ 行政機関が主催する協議会への参画等による行政情報の取得と提供
- ★ 会員研修会、実務者研修会、優良事業所視察研修等への参加
- ★ クリーンアップ活動、環境教育・環境イベントなど社会貢献活動への参加
- ★ 全国産業廃棄物連合会講師を務める職員等による産業廃棄物に関する相談、助言
- ★ 排出事業者等からの産業廃棄物処理業者の紹介依頼に対して会員を紹介
- ★ 会員間の親睦、交流等による情報交換 等々



### 一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会

事務局 〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3F  
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977  
ホームページ <http://www.akita-sanpai.or.jp>  
E-mail [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)

## 新規入会会員と会員数について

平成30年度に新たに当協会に入会された会員は2社（賛助会員2）、平成29年度末に退会された会員は1社（正会員・収集運搬）でありました。

### 【平成30年度入会会員】

会員区分	会社名	役職・氏名	所在地（電話）
賛助会員	一般財団法人 秋田県総合公社	理事長 東海林 文和	秋田市新屋砂奴寄 4-6 TEL 018-896-7100
賛助会員	秋田製錬株式会社	代表取締役 会長兼社長 甲斐 博之	秋田市飯島古道下川端 217-9 TEL 018-846-8202

### 【会員数（平成30年度）】 (H30.12.31現在)

会員の区分		29年度会員	退会	入会	30年度会員
正 会 員	収集運搬	103	1		102
	中間処理	74			74
	最終処分	9			9
賛助会員		3		2	5
合 計		189	1	2	190

### 会員の皆様へお願い

代表者・許可範囲・許可品目・住所・電話番号等に変更がありました場合は、速やかに協会事務局へご連絡をお願いします。

連絡を受け次第、協会ホームページ等の会員名簿を変更させていただきます。

メール [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)  
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について

### マニフェストの種類

当協会で行き扱うマニフェストは次の3種類です。

- 【1】産業廃棄物管理票【直行用】(7枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業資源循環連合会  
…産業廃棄物が直接処分業者に運搬される場合。
- 【2】産業廃棄物管理票【積替用】(8枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業資源循環連合会  
…産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合。
- 【3】建設系廃棄物マニフェスト(7枚複写) 発行元:建設六団体副産物対策協議会  
…建設工事等で排出される廃棄物に対応。

### マニフェストの価格

#### ■単票(手書き用)

1セット 100部入 2,500円(消費税込み)

#### ■連続票(プリンター印字用)

1セット 500部入 12,500円(消費税込み)

### マニフェストの購入方法

#### ■協会窓口購入の場合

当協会窓口にて現金払いによりお買い求めいただけます。

「マニフェスト購入申込書」に予め記入し、持参していただくと引き渡しスムーズです。

#### ■発送を希望する場合

マニフェスト代金は郵便振込による先払いとなります。

郵便口座へのマニフェスト代金の振込は、郵便局窓口備え付けの払込取扱票(青色)に下記の事項を記入し行って下さい。(振込手数料は購入者負担)

お振込みが済みしだい、「マニフェスト購入申込書」に「払込受領証」を貼付し、午後4時までにファックスにて当協会事務局あて送信下さい。FAX:018-863-6977  
入金確認後、宅配便にて発送(送料は着払い)致します。

#### 《 代金振込先及び記入内容 》

口座番号	02540-3-9675
名義	一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
金額欄	マニフェスト代金(税込み)×必要個数
通信欄	マニフェストの種類と必要個数をご記入下さい。
ご依頼人欄	住所、会社名、代表者名、電話番号

# マニフェスト購入申込書

～一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会～  
 (FAX : 018-863-6977)

マニフェスト伝票代金支払い方法 (どちらかに○をつけて下さい)

①協会窓口払い

②郵便振込 ( 月 日払込済)

マニフェスト (管理票) の種類		単 価 (税込)	必要個数
産業廃棄物管理票 【直 行 用】 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
産業廃棄物管理票 【積 替 用】 8枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
産業廃棄物管理票 <u>建設系廃棄物マニフェスト</u> 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース

※協会記入欄 箱番号No.

( ~ )

申 込 日 : 年 月 日

郵 便 番 号 : 〒 —

住 所 : \_\_\_\_\_

会 社 名  
 又 是 : \_\_\_\_\_ 様

個人経営の場合は個人名

会 社 代 表 者 : \_\_\_\_\_ 様

電 話 番 号 : — —

F A X 番 号 : — —

振替払込請求書兼受領証

貼り付け欄

## 協会ホームページについて

協会ホームページを開設し、協会の概要、会員名簿のほか、産業廃棄物に関する関係機関からのお知らせ、許可申請講習会に関する情報、クリーンアップや環境教育などの協会の社会貢献活動などを、会員のみならず一般の方にも迅速に情報発信しております。

2018年のアクセス件数は、サイトアクセス数 14,148 件、ページアクセス数 25,801 と、前年(9,737 件と 18,748 件)から大幅に増加しており、そのうち半数が関東圏からのアクセスとなっております。閲覧ページはトップページを除き、会員名簿、講習会(処理業許可等)、manifestの順となっております。

これからも、行政機関からの通知文や廃棄物処理法の改正など、最新の情報を随時更新掲示してまいりますので、閲覧をよろしくお願ひします。

インターネットで

**秋田県産業廃棄物協会**

検 索



### 会員の皆様へお願い

協会ホームページの会員名簿から、各会員企業のホームページへリンクできるようになっております。リンク可能な会員は、協会事務局にご連絡ください。

# 「正しく」リサイクル

エアコン

冷蔵庫

テレビ

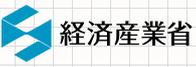
洗濯機

※上記に加え、冷凍庫と衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象品目です。



家電4品目の『正しい処分』早わかり

「3分アニメでわかる家電リサイクル法」はこちらから→

これで解決!家電リサイクル

正しい処分方法は こちらから→




一般財団法人家電製品協会

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください! こんな例は要注意!

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



① 無許可の回収業者にはこのような例があります。

「産業廃棄物収集運搬業許可」又は「古物商許可」は、家庭から排出される廃棄物の収集運搬には関係ありません。

**高額請求に注意!**



廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用すると、「無料」と言っておきながら、荷物を積み込んだ後に高額の料金を請求されるトラブルが発生することがあります。

## 事業所で使用している家電4品目（家庭用機器）は、 家電リサイクル法の対象です！

- ◆ エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機



の家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合（賃貸物件やリース事業での使用を含む。）**であっても、家電リサイクル法の対象**です。

事業に伴い家電4品目を排出（廃棄）する場合には、家電リサイクル法等に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の排出（廃棄）に当たっては、原則として、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

### 事業所で使用している家電4品目の排出（廃棄）方法（以下のいずれか）

- ① **新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する**
- ② **処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼する**
- ③ **産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は排出者事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す**

上記③の場合、郵便局において家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）（機器1台につき1枚必要）を用いてリサイクル料金（機器の製造業者等ごとに定められている料金）の支払いを済ませてから指定引取場所に運搬を行ってください。

家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）の記入の仕方

<http://www.kaiketsukr.com/coupon/postoffice.html>

指定引取場所一覧（一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター）

<http://www.e-map.ne.jp/prkcsymap/>

・家電リサイクル券やリサイクル料金の支払い方法  
・家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）を大量に使用する場  
合についての問合せ先  
一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター  
0120-319640（午前9時～午後6時（日・祝休み））

- ④ **廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う**

家電4品目の処分方法については、環境大臣告示により特別な処分方法が定められています。この方法により再生又は処分を行う産業廃棄物処分許可業者のみ、廃棄物処理法に基づく再生又は処分を行うことができます（したがって、他の産業廃棄物に家電4品目を混ぜて排出・処分することはできません。）。上記④の方法により処分を行う場合には、産業廃棄物の処分を行う業者が当該告示の処分方法を満たしているか確認する必要があります。

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（環境大臣告示）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>

### 廃棄物ではないから大丈夫と思いませんか？

家電4品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知）において、（リユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインに照らして）「**リユース品としての市場性が認められない場合**（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、**再使用の目的に適さない粗雑な取扱い**（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）**がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと**」とされています。

有価物として譲渡しているつもりでも、その家電4品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電4品目が廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合、指定引取場所までの運搬には産業廃棄物のマニフェストが必要です（廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う場合は、全部の過程について産業廃棄物のマニフェストが必要です。）。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合についてのイメージ



### 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合のマニフェストについて

この場合、産業廃棄物のマニフェストが必要となるのは、指定引取場所までの収集運搬のみであることから、直行用（7枚綴）のマニフェストの場合、A票、B1票・B2票のみを使用します。したがって、指定引取場所やリサイクルプラントから写しの送付を受ける必要はありません。

産業廃棄物のマニフェストの記入内容については、一般的には以下のような例が多いですが、詳しくは都道府県等にお問い合わせください。

廃棄物の種類：金属くず及び廃プラスチック類の混合物（ブラウン管テレビにあつては、金属くず、廃プラスチック類及びガラスくずの混合物）

産業廃棄物の名称：特定家庭用機器廃棄物

産業廃棄物の荷姿：バラ

運搬受託者欄：収集運搬業者の情報を記入

運搬先の事業場欄：指定引取場所の名称及び所在地を記入

有害物質等欄、処分方法欄、積替え又は保管の欄、処分受託者欄については、使用しないため、空欄のまま斜線を引く。

電子マニフェストについても、上記に準じて運用してください。処分業者及び最終処分業者は「報告不要者」となります。

### 事業所の解体工事に伴い家電4品目を排出（廃棄）する場合は、所有者において適切に廃棄してください

建築物解体工事の際、建築物に残された廃家電は「残置物」であり、原則として、解体工事業業者に処理を依頼することはできません。

建築物解体時の残置物については、所有者に処理責任があり、残置物である廃家電の排出者は、解体工事業業者ではなく当該家電の所有者となります。建築物解体時の残置物については、解体工事前に、所有者により適切に廃棄してください。

建築物の解体時における残置物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k045.pdf>

「METI Journal」において「60秒解説」記事が掲載されました。

「あなたの会社の家電、正しく処分できている？」

<https://meti-journal.jp/p/269>



平成30年3月作成  
平成30年5月一部加筆

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

# 残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等（「残置物」と言います）は、解体・リフォーム工事の前に、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

## 家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、**市町村の指定する方法で処理**をお願いいたします。
- ◆ 解体業者、不要品回収業者など、市町村の**一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者（※1）が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています（※2）。**

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科



市町村の指定する方法



解体業者、不要品回収業者等（一般廃棄物処理業の許可なし）が回収

## 事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、**次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理**をお願いいたします。
  - ・一般廃棄物： 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を受託した業者
  - ・産業廃棄物： 産業廃棄物処理の許可業者
- ◆ **建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています（※3）。**

※3 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

## 家電等の処理はどうしたらいいの？

### 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)



以下の家電4品目は、家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ✓ エアコン（ウィンド形、室内機が壁掛け形又は床置き形のセパレート形）
  - ✓ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
  - ✓ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
  - ✓ 電気洗濯機・衣類乾燥機
- ※いずれも業務用は除く

具体的な処理方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。  
<http://www.kaiketsukr.com/>



家庭は1～3、事務所は1, 2, 4のいずれかにより処理をお願いいたします。

#### 【家庭・事務所共通】

1. 新しく買い換える小売店又は以前購入した小売店に引取りを依頼する。
2. 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する。

#### 【家庭】

3. 家電リサイクル券を貼付して市町村又は市町村が紹介する小売店や一般廃棄物の許可業者に引取りを依頼する。

#### 【事務所】

4. 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を委託する。

### 小型家電製品



小型家電製品は、小型家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ① 家庭が排出する場合：市町村の窓口へお問い合わせください。
- ② 事務所が排出する場合：小型家電リサイクル法の認定事業者（※4）又は産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

小型家電製品とは以下のものを指します。

電話機・FAX	携帯電話・PHS	パソコン（※5）
デジカメ、ビデオ	ステレオセット	電子書籍
ブルーレイプレイヤー	プリンター	電卓
電動ミシン	電動工具（電気ドリル）	フィルムカメラ
ヘルスメーター	医療用電気機械器具	掃除機、電気アイロン
炊飯器、電子レンジ	ドライヤー、電気かみそり	電気マッサージ器
電気こたつ、電気ストーブ	電気芝刈り機	電気スタンド等照明器具
ランニングマシン	電子楽器	ゲーム機
電子時計	ラジオ	等

※4 認定事業者及び連絡先一覧 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

※5 パソコンについては、市区町村又は一般社団法人パソコン3R推進協会のウェブサイトをご覧ください。  
<http://pc3r.jp/>

し尿汲取り・浄化槽のことはお住まいの市町村にお問い合わせください。



問い合わせ先

環境省廃棄物適正処理推進課（電話：03-5501-3154）  
 廃棄物規制課（電話：03-5521-9274）  
 総務課リサイクル推進室（電話：03-5501-3153）

平成30年6月作成

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
複数月平均**80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を  
厚生労働省HPにアップしました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

## 相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

<p><b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 
<p><b>都道府県労働局</b> 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

<p><b>働き方改革 推進支援センター</b></p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a></p> 
<p><b>産業保健総合支援 センター</b></p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</a></p> 
<p><b>よろず支援拠点</b></p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a></p> 
<p><b>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</b></p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a> ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cin.or.jp/ccilist">https://www5.cin.or.jp/ccilist</a> ▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a></p>   
<p><b>ハローワーク</b></p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 
<p><b>医療勤務環境改善支援 センター</b></p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ <a href="https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/">https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/</a></p> 

その他

<p>その他の相談窓口</p>
-----------------

# 働き方改革

～ 一億総活躍社会の実現に向けて ～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

## 働き方改革全体の推進

ポイント

I

### 労働時間法制の見直し

P 3・4参照

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙1】をご覧ください。

ポイント

II

### 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 5・6参照

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙2】をご覧ください。

## 働き方改革の全体像

### 働き方改革の基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、**個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにする**ための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

### 中小企業・小規模事業者の働き方改革

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要です。

魅力ある職場とすることで、人手不足解消にもつながります。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

取組に当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者だからこその強みもあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう。

ポイント  
I

## 労働時間法制の見直し

### 見直しの目的

#### 「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します

- ⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための新たな制度をつくります。

### 見直しの内容

①	残業時間の上限を規制します
②	「勤務間インターバル」制度の導入を促します
③	1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます
④	月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます（25%→ <u>50%</u> ） ▶ 中小企業で働く人にも適用（大企業は平成22年度～）
⑤	労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます ▶ 働く人の健康管理を徹底 ▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象
⑥	「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します ▶ 労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を延長（1か月→3か月） ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
⑦	専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェSSIONAL制度」を新設し、選択できるようにします ▶ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化（罰則つき） ▶ 対象を限定（一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象）

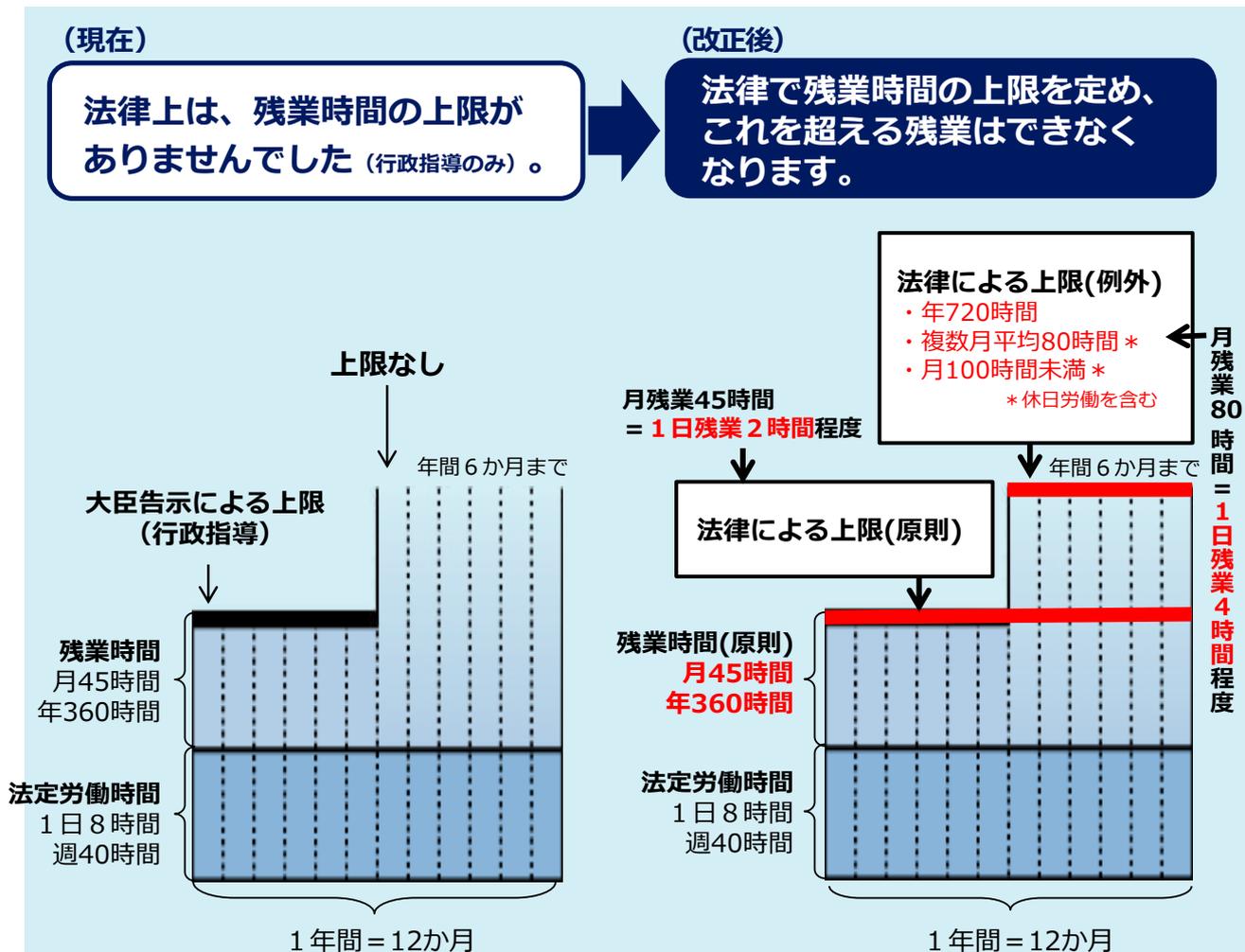
★生産性を向上しつつ長時間労働をなくすためには、これらの見直しとあわせ、

**職場の管理職の意識改革・非効率な業務プロセスの見直し・取引慣行の改善（適正な納期設定など）を通じて長時間労働をなくしていくことが必要です。**

このような取り組みが全ての職場に広く浸透していくよう、厚生労働省では、周知・啓発や中小企業への支援・助成を行っていきます。

## 見直しの概要（残業時間の上限規制）

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
  - ・年720時間以内
  - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
  - ・月100時間未満（休日労働を含む）
 を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）  
 また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

ポイント  
II

## 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

### 改正の目的

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と  
非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との  
不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるよ  
うにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

### 改正の概要

#### ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与  
などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。  
ガイドライン※<sup>1</sup>を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※<sup>1</sup> いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金  
ガイドライン案」が2016年12月に策定されており、今後、確定する予定です。  
(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



**均衡待遇規定**  
(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します  
①職務内容※<sup>2</sup>、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

**均等待遇規定**  
(差別的取扱いの禁止)



下記2点が同じ場合、差別的取扱いを禁止します  
①職務内容※<sup>2</sup>、②職務内容・配置の変更の範囲  
※<sup>2</sup> 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

- (1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- (2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する  
派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

## ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができますようになります。  
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容※3（雇い入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○

※3 賃金、福利厚生、教育訓練など

## ③ 行政による事業主への助言・指導等や

### 裁判外紛争解決手続(行政ADR)※4の規定の整備

※4 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。  
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

○ 関係する省令等の具体的な内容は、今後、労働政策審議会の審議を経て定められる予定です。

### 【問い合わせ先】

- 労働基準法の改正に関するお問い合わせ  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課 (TEL) 03-3502-1599
- 労働安全衛生法の改正に関するお問い合わせ  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 (TEL) 03-3502-6755
- 労働時間等設定改善法の改正に関するお問い合わせ  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課 (TEL) 03-3502-1599  
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課 (TEL) 03-3595-3274
- パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ  
厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (TEL) 03-3595-3352
- 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ  
厚生労働省職業安定局需給調整事業課 (TEL) 03-3502-5227
- 具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ  
検索ワード：働き方改革推進支援センター  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

## 編集後記

2018年11月29日午後4時50分、男鹿市役所に歓声が響き渡りました。「男鹿のナマハゲ」が、全国の来訪神行事10件の「来訪神；仮面・仮装の神々」として、ユネスコ無形文化遺産に決定した瞬間の男鹿市役所の模様がテレビに映し出され、私も思わずガッツポーズ。前日のユネスコ審査が延期となりヤキモキしていたので、男鹿市民として喜びが倍増と言った感じでした。昔は男鹿市内の多くの集落で行われていたナマハゲ行事ですが、近年、後継者不足等で行う地区が減っているとのことで、今回のユネスコ登録をきっかけとして、末永く保存・伝承して欲しいものです。そして、男鹿市、秋田県に多くの観光客が訪れることを期待しております。

今年の「ばっきゃ」も、「クリーンアップ活動」「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」「環境学習会×eco サッカー」など、協会の社会貢献活動を紹介する写真を多く掲載しております。協会ホームページでは、カラー版で掲載しておりますので、こちらも是非、ご覧ください。

研修・広報委員会としては、「ばっきゃ」「協会ホームページ」などのいろいろな媒体を通して、これからも、県民の方々に広く秋田県産業廃棄物協会の活動を広報・PRしていきたいと考えております。

会員の皆様におかれましても、県民への積極的な情報発信をお願いいたします。

終わりに、今回も「ばっきゃ」に多くの方から寄稿をいただき感謝申し上げます、簡単ではございますが、編集後記といたします。

今年一年も引き続き、よろしく申し上げます。

☆☆☆ 研修・広報委員会 委員長 靱山一人 ☆☆☆

県北の男性から「空き家となっている秋田市の実家の玄関先で犬が死んでいると警察から連絡があった。処理する業者を紹介して欲しい。」と電話を受けました。廃棄物処理法では産廃となる動物の死体は「畜産農家」に限定され、たとえ、プロのブリーダーの犬でも、観光施設の犬でも、犬の死体は一般廃棄物になりますので、一般廃棄物の許可をもちの協会会員を紹介しましたが、近年、空き家の廃棄物の処理、時々問題となっております。一廃か産廃か、間違えないようくれぐれもご注意ください。

毎日のように、廃棄物の処分先を紹介して欲しいとの電話が入ってきます。「市町村のゴミ処理場で断られた」、「業者に受入れできないと言われた」など、これまでどうやって処理していたのと聞きたくなるような事例にも遭遇します。また、自分の行っている行為が適正か否かを聞いてくる方もおります。

それだけ、排出者、処理業者とも適正処理の意識が高まったということでしょうか。毎年のように排出事業者責任が強化され、「業者任せの産廃処理」から「排出事業者の自己責任による適正処理」へ、排出者の意識改革が進んできているのを実感します。

今年一年、事務局も会員の皆様とともに、協会を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

☆☆☆ 事務局長のひとこと ☆☆☆

限りある資源を大切に

# 有限会社 奥野商店

代表取締役 小野寺 盛

〒010-0816 秋田市泉字登木224-3  
TEL 018-862-5789  
FAX 018-862-5230

<http://www.akibun.com>  
E-mail:info@akibun.com

地球という

美しい惑星……

そこには豊かな水があり、  
人類を含む動物、植物が生息しています。  
わたしたちは分析技術を通して、  
人と自然が共生するより良い環境創りをめざして  
努力しています

- 計量証明（濃度・騒音・振動）
- 建築物環境測定（飲料水・空気）
- 産業廃棄物分析
- ダイオキシン類等測定・調査
- 土壌汚染対策法に基づく環境測定
- 地下水流向流速調査
- 放射能検査・測定・分析
- 水道水検査・温泉成分分析
- 室内空気中化学物質【シックハウス症候群】
- 作業環境測定
- 各種コンサルタント・環境アセスメント
- 食品表示法に係る成分分析

美しい環境に信頼と技術で貢献する



株式会社 秋田県分析化学センター

本社

〒010-8728 秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42  
TEL:018-862-4930 FAX:018-862-4028

県南営業所(横手)・仙北営業所(角館)  
県北営業所(北秋田)・仙台営業所

# 迎春 人と未来のために

快適で住みやすい社会の実現を目指し、資源を有効活用し、環境を大切にする企業です。

木質ペレットは、環境に優しい自然の温もりです



## 環境エネルギー 大館バイオマスペレット



製材の木くず、林地残材などを粉にし、含水率を調整して固め、粒状にし成形燃料を製作します。

土木・緑化・農業・建築・水質浄化などに最適!!



廃ガラス100%を原料とした 無機系多孔質軽資材

## スーパソル

地球にやさしい素材 軽量  
透水性と保水性を持つ素材 施工性  
燃えない素材



地球温暖化対策に寄与するエネルギー源

## 大館木質バイオマスチップ



伐採した丸太から木質バイオマスチップへ

循環型社会の資源リサイクル

## B 北秋容器株式会社

- 本社 大館市片山町3丁目1-47 TEL.0186-49-1675 FAX.0186-49-1676
- ガラスリサイクル工場 大館市道目木字下谷地57-14 TEL.0186-47-7010 FAX.0186-52-2110
- 木質ペレット製造工場 大館市道目木字下谷地57-14 TEL.0186-47-7789 FAX.0186-52-2110
- 木質チップ製造工場 大館市釈迦内字野崎5-2 TEL.0186-48-3456 FAX.0186-48-3677
- 秋田支店 秋田市新屋豊町5-30 TEL.018-865-2249 FAX.018-865-2617



エコシステム秋田は「DOWAグループ」の一員として、環境問題のなかでも特に「廃棄物問題」に取り組む企業として設立されました。

廃棄物の無害化・減容化およびリサイクルという事業活動を通じ、地球環境負荷の低減に貢献いたします。

## 廃棄物の環境リスクを低減する優良会社



## DOWA エコシステム秋田株式会社

本社/〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地  
TEL:0186-46-1436 FAX:0186-46-3628 HP:https://www.dowa-eco.co.jp/EAK

motivate our planet

～自然を大切に～



# 山岡工業株式会社

代表取締役 山岡 緑三郎

私たちは、新時代のリーディングカンパニーを目指して、いつも地球の環境を見つめています。

- 下水道処理施設維持管理
- 清掃・TVカメラ調査・補修工事
- 下水道管渠更生工事
- 下水道処理施設機能強化工事



本 社 / 〒010-1415 秋田市御所野湯本2丁目1番5号  
TEL 018-826-1616 FAX 018-826-1565  
営業所 / 横手市・由利本荘市・北秋田市



## 株式会社 田村建設

解体事業部

KONO産廃事業部

社会のニーズに対応し  
都市空間を活用する

事業所 秋田市上北手古野字深田沢41  
TEL.018(839)3561(代表)  
FAX.018(839)3560

**ISO** 14001:2004(産廃事業部)  
9001:2008(工事業業部門)  
登録番号: QS-3146/ES-521

U R L <http://www.tamurakk.co.jp/>  
E-mail [akita@tamurakk.co.jp](mailto:akita@tamurakk.co.jp)

産業廃棄物運搬のご用命は、  
環境配慮と適正収集運搬  
安全運行の緑ナンバー許可事業所へ

貨物自動車運送業・産業廃棄物収集運搬業  
土木工事一式・とび土工工事業



 有限 高 島 興 業  
会社

〒010-1622 秋田市新屋日吉町17-20  
TEL 018-828-1350 FAX 018-828-1376

環境美化に貢献する

株式会社 羽 後 環 境

代表取締役 後 藤 薫

- 産業廃棄物
- 運搬処理
- 処分
- 中間処理
- 解体業
- し尿汲取
- 浄化槽清掃

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地  
TEL:0182-22-4191 FAX:0182-22-4192  
産業・一般廃棄物最終処分場  
TEL:0183-62-5583



有限会社  
**太陽環境保全**

本社 〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字上新川中島25  
TEL 0187-72-2338 FAX 0187-72-3944  
<http://taiyo-kankyo.com/> E-mail taiyo-oomagari@wit.ocn.ne.jp  
大曲工場 〒014-0001 秋田県大仙市花館字鶴田75  
TEL 0187-66-2338 FAX 0187-66-2339

## 建造物解体 廃棄物中間処理業

品目 廃プラスチック類、小型廃家電、廃蛍光管  
木くず、紙くず、繊維くず、がれき類、  
ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず

## 産業廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業 汚水・汚泥処理



いつからだろう  
四季の移ろいを あたり顔のように  
感じられなくなったのは  
いつからだろう  
自然の恵みに 抗いはじめたのは  
後編しても  
人には創れない  
なつかしい風景のために  
自然と私たちのあたり顔の関係を  
維持するために  
さあ、いっしょに 循環型社会へ



ヒトには  
創れないモノがあるから。



**ユナイテッド計画株式会社** リサイクルワーク秋田事業所/TEL:018-864-0668 FAX:018-864-0680  
リサイクルワーク山形事業所/TEL:018-877-5770 FAX:018-877-5794  
本社/〒018-1414 潟上市昭和豊川槻木字槻13-1 TEL:018-877-3027 FAX:018-877-3986



当社は、地球環境保全及び汚染の予防に積極的に取組み、“地域の豊かな自然と住みやすい街づくり”をモットーに企業活動を展開して参ります。

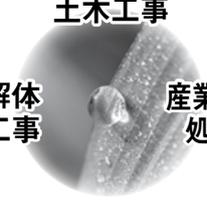
限りある資源を有効利用し、  
私たちの未来を守ります。

**株式会社 木村土木**  
クリーンセンター

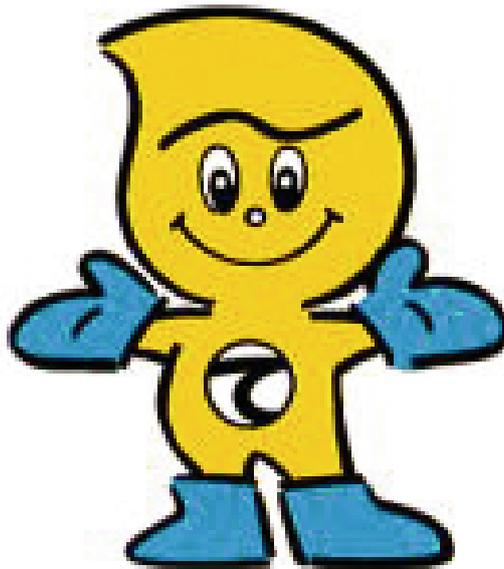
土木工事

解体  
工事

産業廃棄物  
処理業

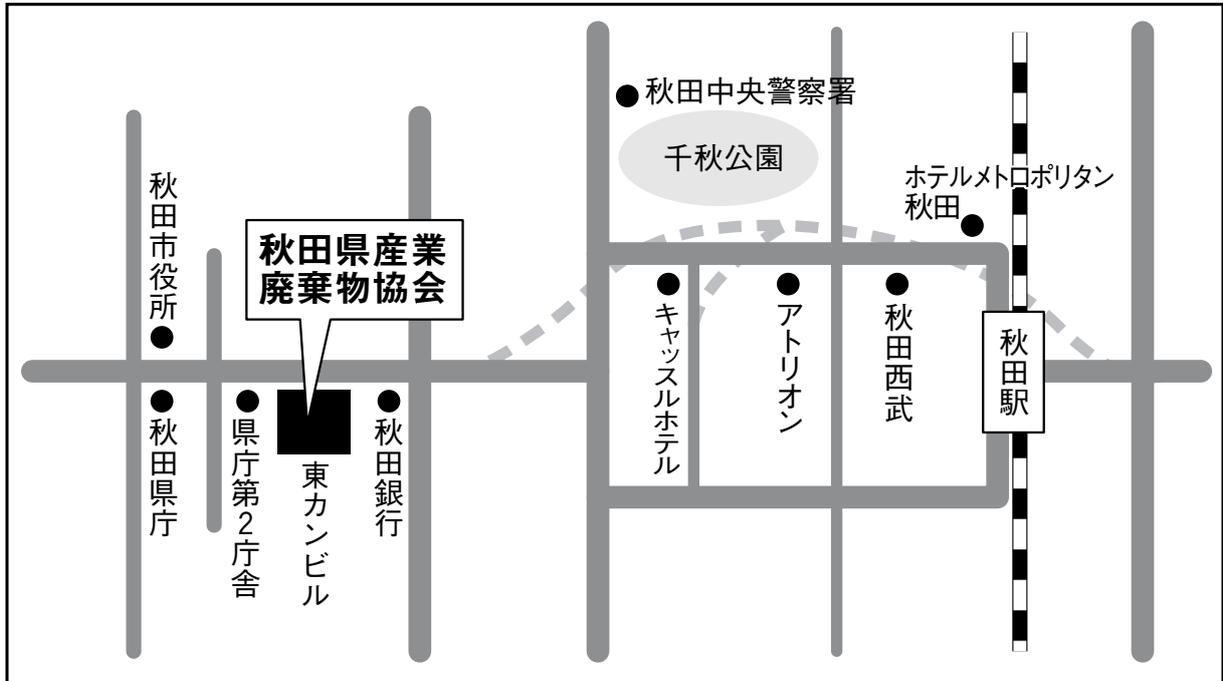


〒014-0065 大仙市下深井字板口端31番地 電話(0187)63-6344 電話(0187)63-6669



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」

## 《 案 内 図 》



一般社団法人 **秋田県産業廃棄物協会**

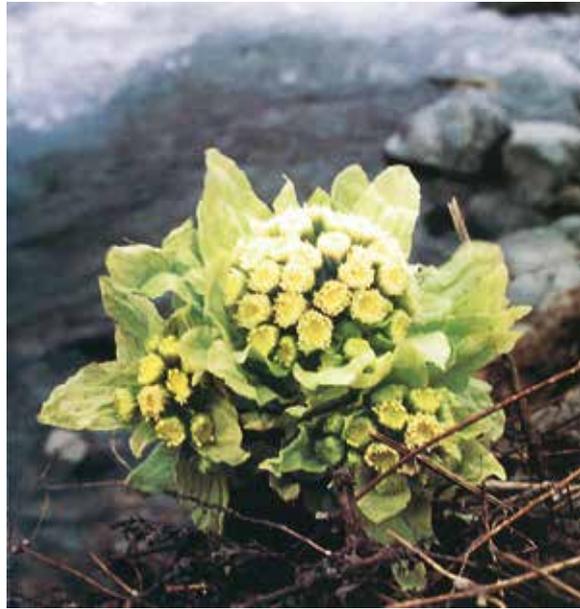
平成31年1月発行

〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号  
東カンビル3F

電話番号 018-863-7107

FAX番号 018-863-6977

e-mail: [toiawase@akita-sanpai.or.jp](mailto:toiawase@akita-sanpai.or.jp)



一般社団法人

## 秋田県産業廃棄物協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3F

TEL 018 (863) 7107

FAX 018 (863) 6977